

都財政が直面する課題

平成 17 年 7 月

東京都財務局

計数については、原則として、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

構成比等は、原則として各表内計数により計算している。

目 次

はじめに.....	1
1 都財政の現状と課題	
1.1 財政再建の取組状況.....	4
1.2 都財政が直面する課題	
1.2.1 都税収入の不安定性.....	8
1.2.2 社会保障関係費の都負担の増加.....	10
1.2.3 大規模施設更新費の増大.....	12
1.2.4 職員の退職手当の増大.....	14
1.2.5 「隠れ借金」への対応.....	16
1.2.6 高止まりする区市町村に対する支出金.....	18
1.2.7 都債利払い費の増加リスク.....	20
1.3 今後の取組	
1.3.1 目指すべき当面の目標.....	22
1.3.2 長期的な課題 ~ 本格的な少子高齢社会を迎えるに当たって ~	24
2 都区財政調整制度の課題	
2.1 都が担うべき大都市事務	
2.1.1 大都市等に関する特例制度.....	26
2.1.2 大都市としての特別区の区域の特色.....	28
2.1.3 特別区の区域における都及び特別区の事務.....	30
2.1.4 大都市事務を支える税収.....	36
2.1.5 都と特別区の役割分担と財源配分.....	38

2.2	調整三税等の都区間配分	
2.2.1	基本的な考え方	40
2.2.2	算定上の課題	41
2.2.3	都の行う大都市事務と調整三税等	45
2.3	数値でみる特別区の財政状況	
2.3.1	各種指標でみる特別区の状況	46
2.3.2	歳出構造における政令市との比較	50
2.4	特別区都市計画交付金	52
2.5	今後の都と特別区における課題	54
	補助金一覧	55

はじめに

平成 18 年度は、第二次財政再建推進プランの最終年度となる。

平成 10 年度決算において巨額の赤字を計上した都財政は、さらに「財政再建団体」転落の危機に直面した。都は、平成 11 年度以降、二次にわたり財政再建推進プランを策定し、全庁を挙げて財政再建に取り組んでいる。この取組により、平成 17 年度予算では、当面の目標の一つである「財源不足の解消」を実現することができた。

しかしながら、この間の財源対策などによって生じた「隠れ借金」は、未だに約 9,000 億円が残り、一方では、増加が見込まれる財政需要が山積するなど、今後の財政運営は決して楽観できる状況にはない。

都が進める財政再建の最終的な目的は単なる収支均衡ではない。中期的に見て都税収入の大幅な増加は望めない厳しい状況にあっても、その時々都民ニーズに的確に応え得る、強固で弾力的な財政体質をつくり上げることこそが真の目的である。こうした観点に立てば、財源不足の解消は大きな成果ではあるが、「ようやく危機的な状態を脱した」に過ぎないとも言える。

こうした認識に立ち、平成 18 年度予算では、第二次財政再建推進プランで掲げた目標を確実に達成するとともに、低成長下でも持続可能な財政の確立に向け、都財政の構造改革の足取りをより一層確かなものとする必要がある。

また、平成 12 年度以降、都と特別区の間で続けられている都区財政調整制度に関する協議の行方も都財政にとって大きな課題である。

この協議では、大都市財源である調整三税等をどのように配分すべきなのかということが最も大きな焦点となっている。

この課題は、東京のさらなる発展のためには、今、行政として何をすべきであり、そのためには、都と特別区がどのように協力し、どのような役割分担とすることが最も適切であるかという視点から考えることが必要である。

本書は、以上のような状況を踏まえ、都財政の現状と直面する課題、そして、都区財政調整制度が抱える課題を明らかにするものである。

1 都財政の現状と課題

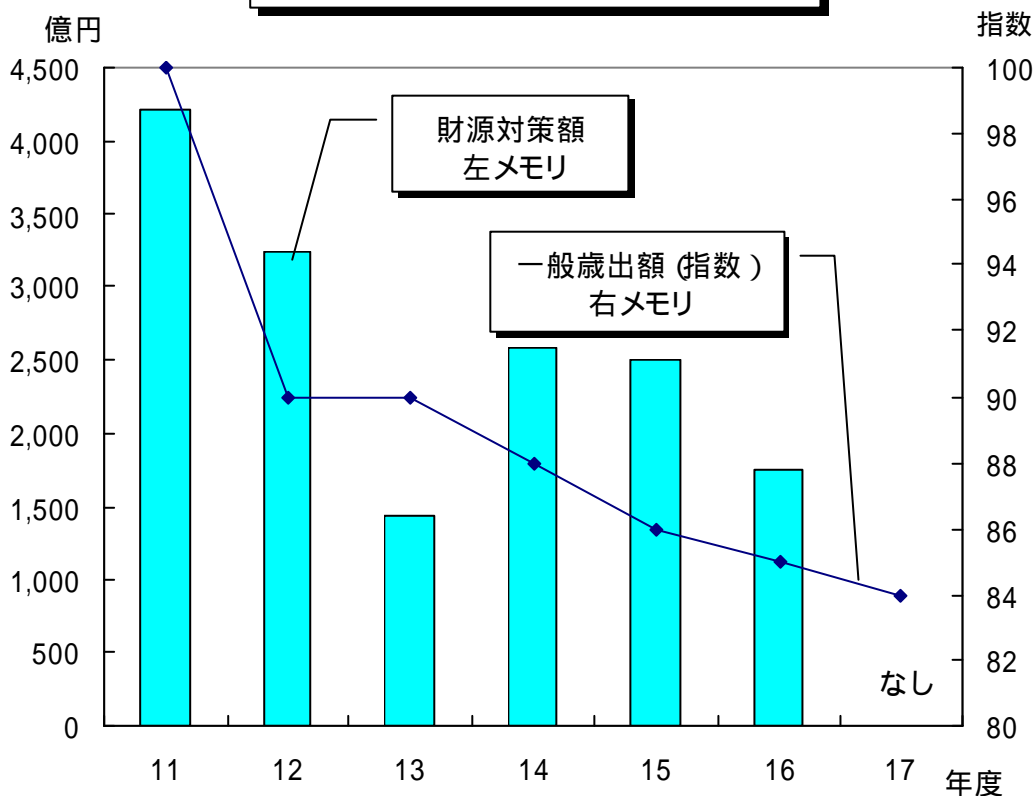
1.1 財政再建の取組状況

都は、平成 11 年度以降、二次にわたりプランを策定し財政再建を進めている。これまでに財源不足を解消するなど成果を挙げているが、一方で依然として、巨額の「隠れ借金」や財政赤字などを抱えている。

巨額の財源不足と財政赤字に直面し、都は財政再建推進プランの取組を通じて、歳出の削減を進めてきた。

一般歳出の水準は、プラン策定前の平成 11 年度予算を 100 とすると、平成 17 年度予算では 84 となっている。こうした取組に加え、税収の増加もあり平成 17 年度予算は、臨時的な財源対策を行うことなく編成することができた。

一般歳出額（指数）と
臨時的な財源対策額の推移

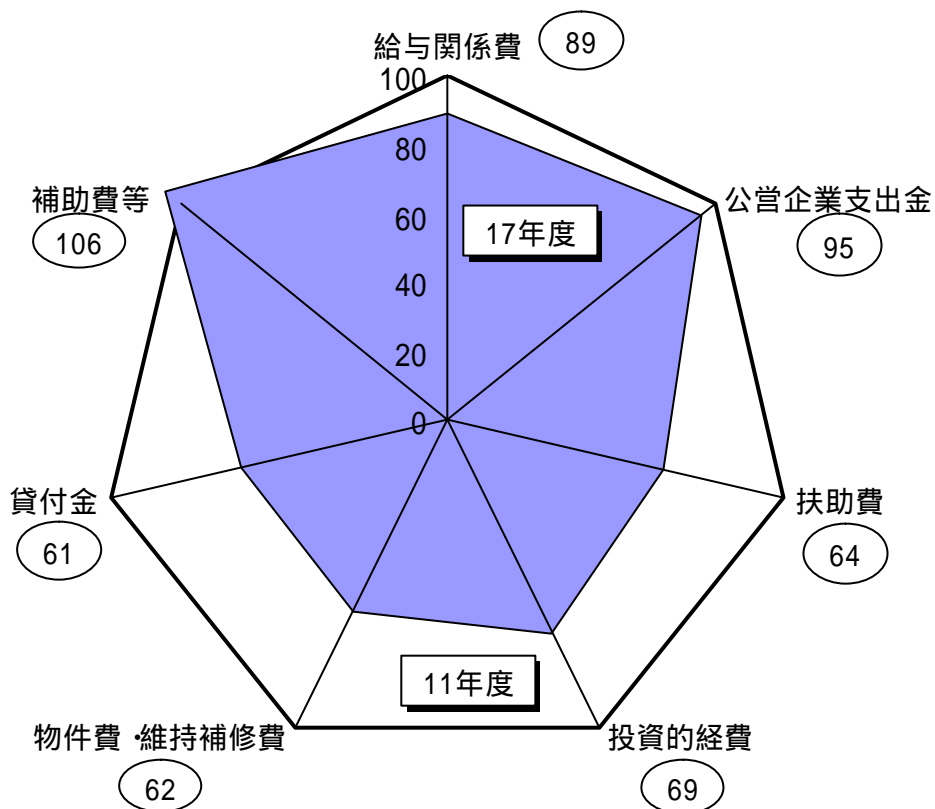


* 一般歳出とは、一般会計のうち、公債費並びに特別区財政調整会計繰出金及び地方消費税交付金など税の一定割合を区市町村に交付する経費（税連動経費）などを除いた、いわゆる政策的経費のことである。

* 一般歳出額（指数）は、平成 11 年度予算を 100 とした場合の指数である。

歳出削減の状況について、平成 11 年度予算と平成 17 年度予算とを性質別に比較すると、義務的経費である給与関係費や扶助費は、大きく減少しているものの、区市町村に対する支出金など補助費等は、逆に増加している。

歳出削減の状況（一般会計当初予算 性質別歳出）



* このページの「補助費等」とは、主に、歳出節の「負担金補助及交付金」に区分される経費のうち、公営企業支出金や税連動経費、都が直接実施しないがその最終用途が「投資的経費」に該当する負担金や補助交付金などを除いたものである。

【参考】

財政再建推進プラン

区 分	策定時期	計画期間
財政再建推進プラン	平成11年7月	平成12年度～平成15年度
第二次財政再建推進プラン	平成15年10月	平成16年度～平成18年度

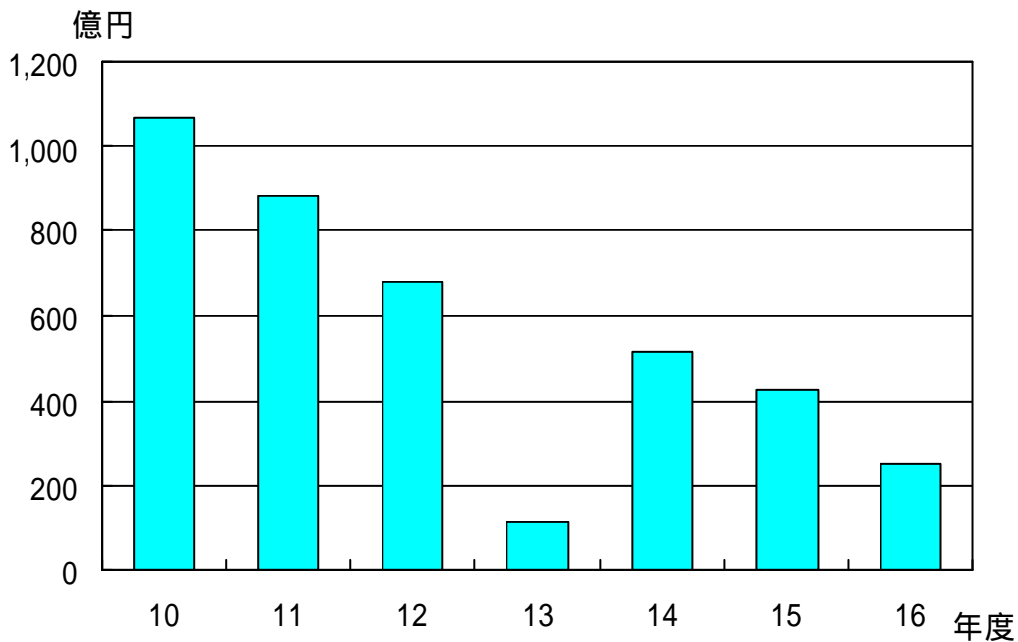
都財政は、約9,000億円の「隠れ借金」を抱え、7年連続で実質収支の赤字が続いているほか、経常収支比率は依然として高い水準にある。

「隠れ借金」の内訳

(平成17年度末見込)

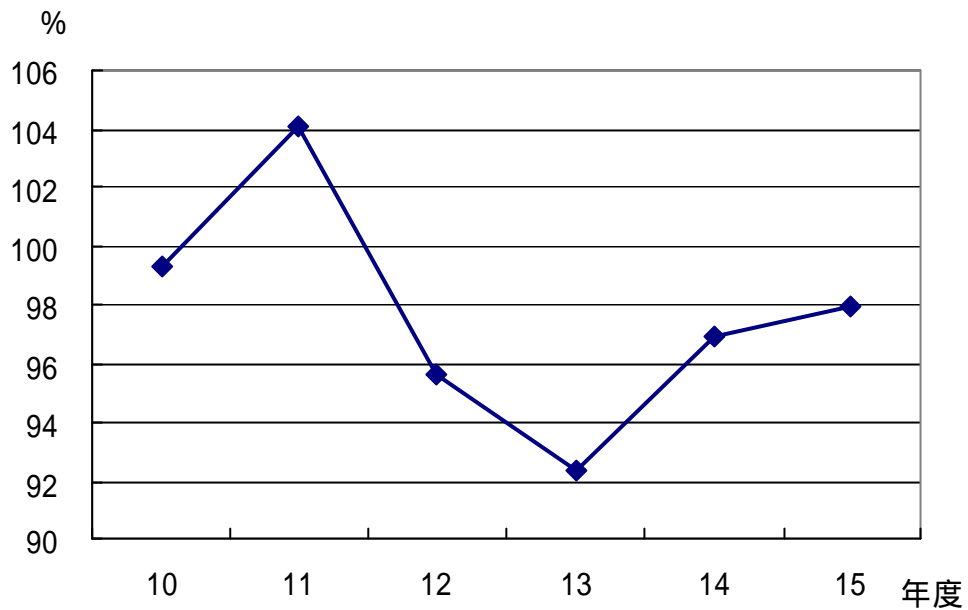
減債基金積立不足額	5,199 億円
他会計からの借入金	1,600 億円
公営企業会計支出金の支払繰延	400 億円
市街地再開発事業欠損金	約800 億円
多摩ニュータウン事業欠損金	約1,000 億円
合 計	約9,000 億円

実質収支赤字額（一般会計決算）の推移



* 平成16年度は、決算見込額である。

経常収支比率（普通会計決算）の推移



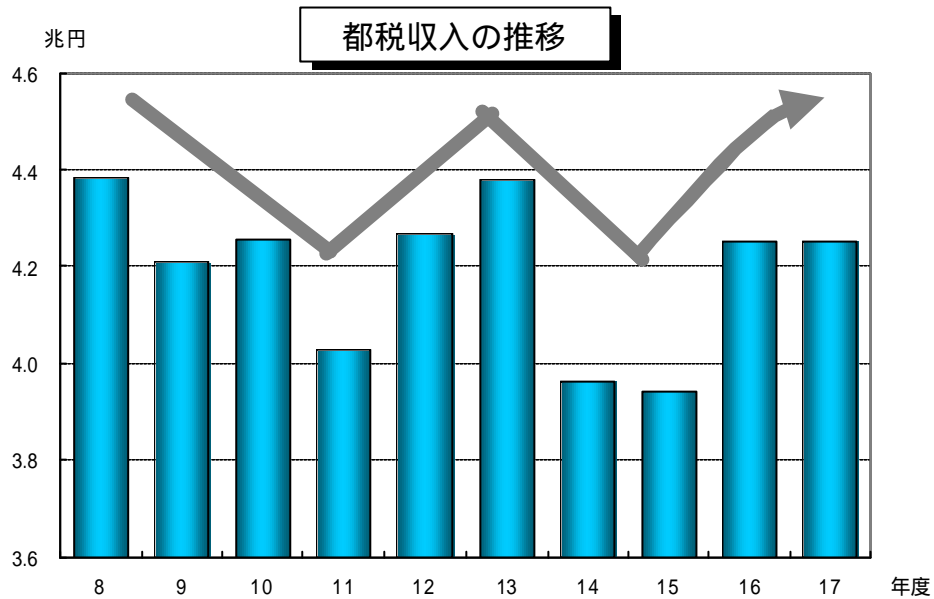
- * 経常収支比率とは、財政の弾力性を示す指標であり、算出方法は以下のとおりである。
経常収支比率 = 経常的経費充当一般財源額 ÷ 経常一般財源額 × 100 (%)
- * 経常収支比率は、「減税補てん債」を経常一般財源から除いた率である。

1.2 都財政が直面する課題

1.2.1 都税収入の不安定性

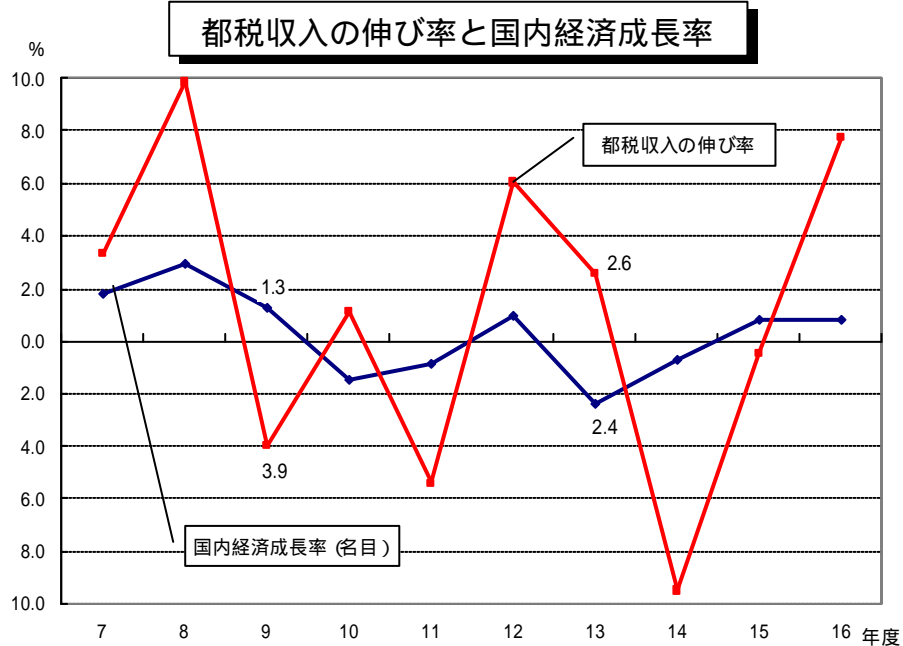
平成 16 年度において、都税収入は大きな伸びを示したものの、今後の動向は決して楽観できない。

法人二税が多くを占める都税収入は、回復・悪化を繰り返す企業収益の影響を受けやすく、極めて不安定な形で増減を繰り返してきた。



* 平成 15 年度までは決算額、平成 16 年度は決算見込額、平成 17 年度は当初予算額である。

近年の都税収入の伸び率と経済成長率の傾向は、短期的には必ずしも一致しておらず、当面の経済成長率の動向だけで都税収入を見通すことはできない。



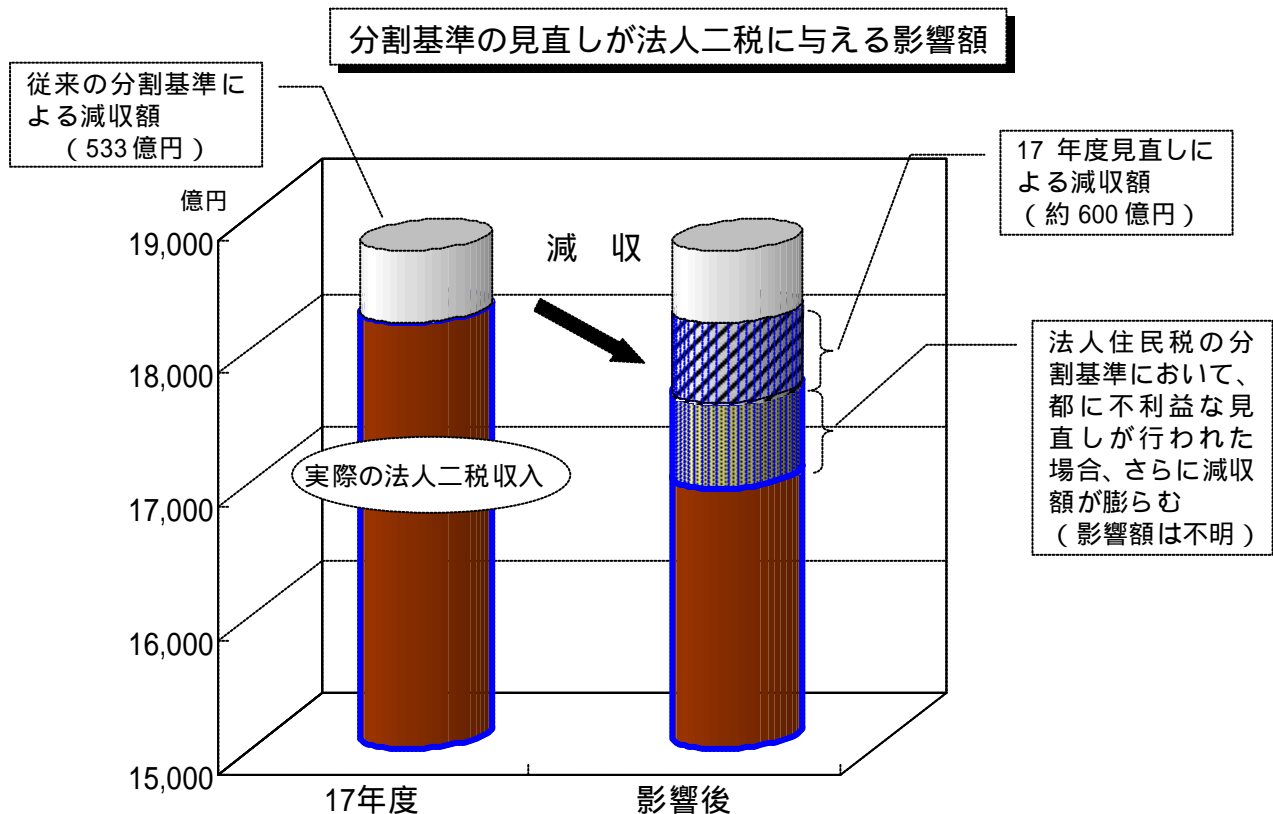
* 国内経済成長率(名目)は、「四半期別 GDP速報 平成 17 年 6 月」(内閣府)による。

現行の法人事業税の分割基準は、これまで数度にわたり見直しが行われており、大都市から財源を奪い取る不合理なものとなっている。平成 17 年度の税制改正においても、IT化の進展など法人の事業活動の変化を理由とした都に不利益な見直しが行われた。その結果、平成 18 年度以降、都は新たに約 600 億円（平年度ベース）の減収となる見込みである。

法人事業税の分割基準

昭和 26 年当時	現在（平成 17 年度改正後）
<ul style="list-style-type: none"> ・総額を、従業者の数に基づき都道府県間で分割 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行業、保険業、証券業に加え、サービス産業についても、課税標準の 1/2 を従業者数、1/2 を事務所数に基づき都道府県間で分割 ・工場の従業者数を 1.5 倍で算定 など

加えて、法人住民税の分割基準までも見直そうとする動きがある。そもそも法人住民税は、法人の事業活動量に応じて課税する事業税とは異なり、地域の構成員としての立場から法人の所得に対し課税するものであるため、その分割基準の見直しを行うこと自体理由がない。仮に不合理な見直しが行われれば、さらに減収となる。



* 平成 17 年度の当初予算をベースに影響額を推計した。

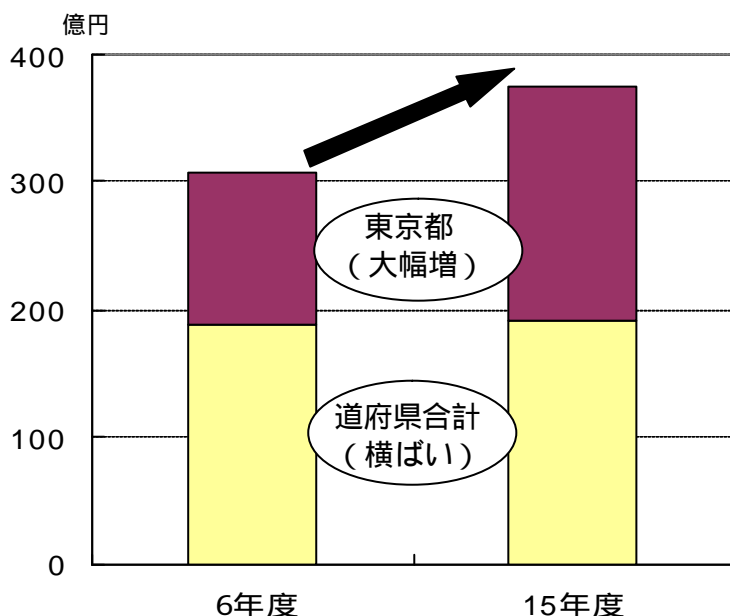
1.2.2 社会保障関係費の都負担の増加

少子高齢社会の進展などに伴う対象者の増加に加え、三位一体改革による今後の制度変更の内容次第では、社会保障関係費における都負担のさらなる増加が懸念される。

【生活保護】

都では、生活保護における住所不定の被保護者に対する都負担金が、他県に比べて際立って増加しており、10年間で50%以上の増となっている。

住所不定ケースの都道府県負担（推計）



* 都道府県決算状況調（総務省）及び「決算の状況」（東京都）により推計

【生活保護費の負担割合】

生活保護費の負担割合は、区市町村4分の1、国庫支出金4分の3となっている。

都道府県は、町村部で自ら事務を行う場合と（事務は区市町村が行うが）被保護者の居住地がない場合（住所不定の場合）に費用の4分の1を負担する。

三位一体改革の一環として、生活保護費の国の補助率見直しが検討されている。そもそも生活保護制度は国が責任を持って行うべき事務である。国の補助率の引き下げは、改革に名を借りた地方への負担転嫁であり、受け入れられるものではない。

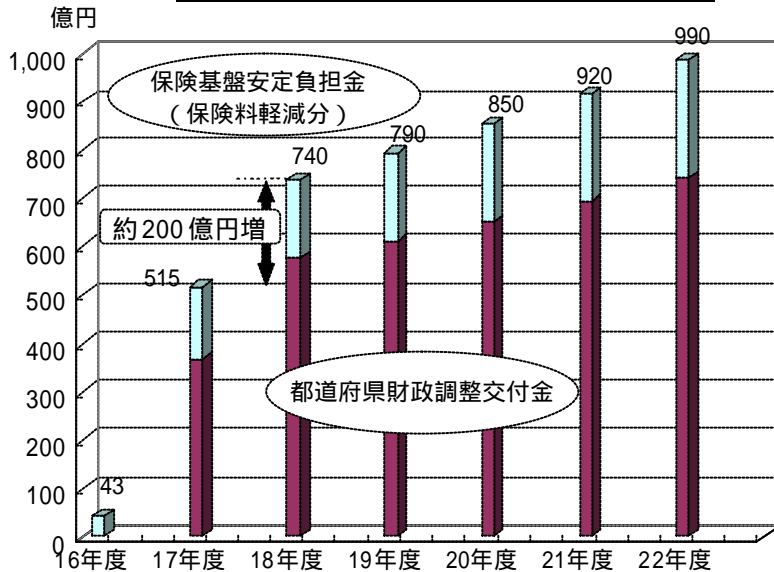
国の補助率が、仮に現行の4分の3から、3分の2または2分の1に引き下げられた場合、都負担は、それぞれ約60億円、約180億円増える見込みである。

【国民健康保険】

平成 17 年度の三位一体改革によって、国民健康保険制度に新たな都道府県負担が導入された。

国民健康保険への加入者は、無職の高齢者の増加、景気悪化に伴う失業者の増加などにより増えている。医療費の伸びと相まって、都の負担は、今後大きく増加する見込みである。

国民健康保険都負担の推移（推計）



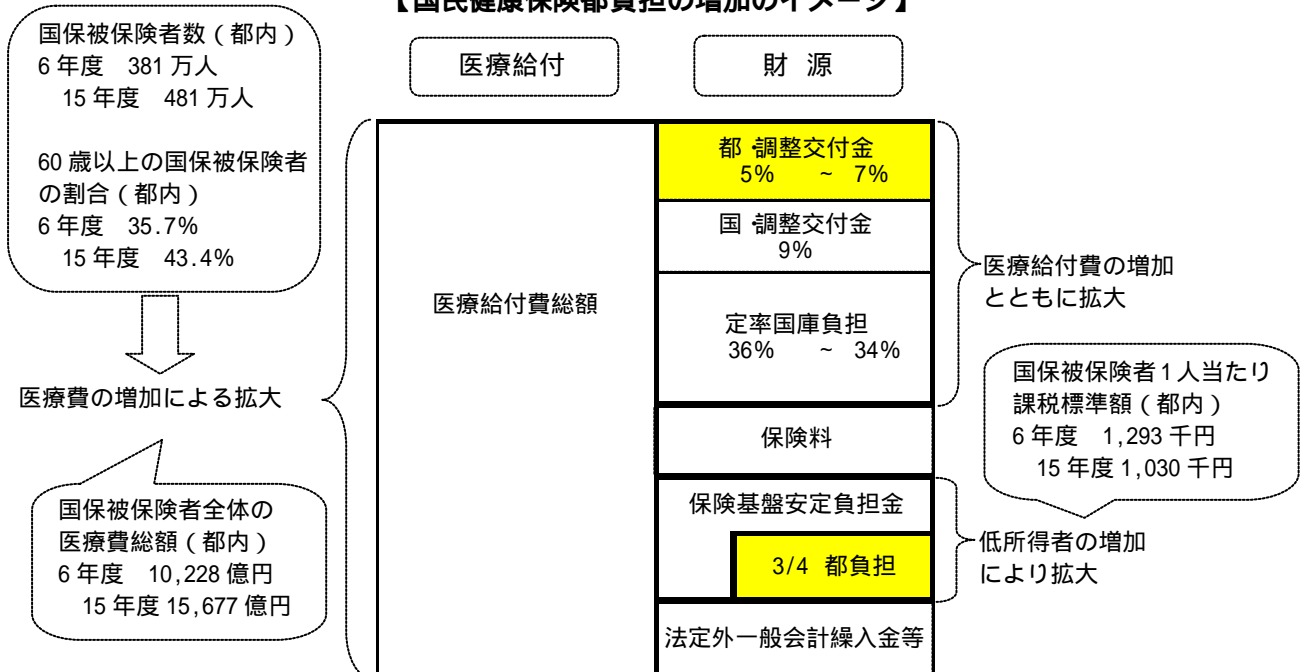
【平成 17 年度から導入された新たな都道府県負担】

都道府県財政調整交付金の導入

保健基盤安定化制度（保険料軽減分）における都道府県負担割合の引き上げ

- * 平成 16 年度は決算見込額、平成 17 年度は当初予算額、平成 18 年度以降は推計額である。
- * 三位一体改革で都道府県負担が見直された部分のみ推計の対象としている。

【国民健康保険都負担の増加のイメージ】



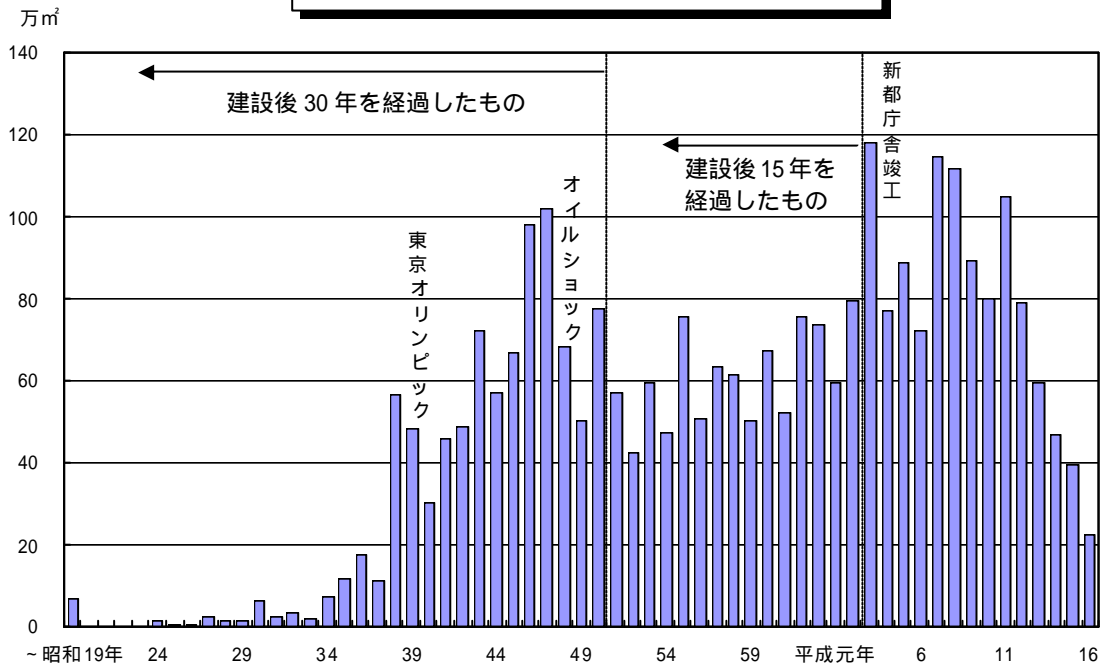
* この図は、制度改正した箇所を中心に表したものであり、財源の構成割合を正確に示したものではありません。

1.2.3 大規模施設更新費の増大

バブル期に計画・建設した大規模施設が一齐に設備更新時期を迎え、その更新費用が新たな財政圧迫要素となることが懸念される。

都が所有する建物は、高度経済成長期と平成2年から平成8年までに集中的に整備された。

都有施設の建設年次別延床面積推移



* 公営企業局(交通局、水道局、下水道局)を除く * 平成16年3月31日現在。
* 建設年は公有財産台帳上の取得年を基準としている。

- 屋上防水、空調機類、ポンプ類などの建物付属設備は、一般的に15年から20年で耐用年数を迎える。

建物設備の耐用年数	
高压電気設備	25年 - 30年
エレベーター	20年 - 25年
屋上防水	15年 - 20年
空調機類	15年 - 20年
ポンプ類	15年 - 20年
蓄電池	10年 - 15年
照明器具	10年 - 15年
耐用年数	5年 10年 15年 20年 25年 30年

- 都は、平成 2 年から平成 8 年にかけて相次いで大規模施設を建設しており、平成 2 年に建設した施設は、建設後 15 年目を迎える。

平成 2 年以降に建設した大規模施設

施設名	建設年	総工費 (用地費除く)	建物延床面積	17年度	
				維持管理費	利用料金等収入
東京武道館	平成 2年	81億円	17,605㎡	3億円	1億円
東京体育館	平成 2年	226億円	43,971㎡	8億円	4億円
東京芸術劇場	平成 2年	313億円	49,739㎡	13億円	6億円
都庁舎	平成 3年	1,569億円	381,692㎡	40億円	-
江戸東京博物館本館	平成 4年	392億円	48,000㎡	18億円	4億円
東京辰巳国際水泳場	平成 5年	181億円	22,319㎡	6億円	1億円
東京都現代美術館	平成 6年	416億円	33,515㎡	10億円	1億円
東京国際展示場	平成 7年	1,985億円	230,873㎡		
東京国際フォーラム	平成 8年	1,647億円	145,077㎡		

- 都庁舎は、年間 40 億円の維持管理費がかかっている。さらに、ビル・オートメーションシステム、外壁シール、屋上防水の更新など、当面緊急的に必要な改修費だけを試算しても、120 億円程度に上る。

緊急的に必要な都庁舎の改修額試算

改修項目	試算額
ビル・オートメーションシステム*	約 80 億円
外壁シール、屋上防水	約 10 億円
その他	約 30 億円
計	約 120 億円

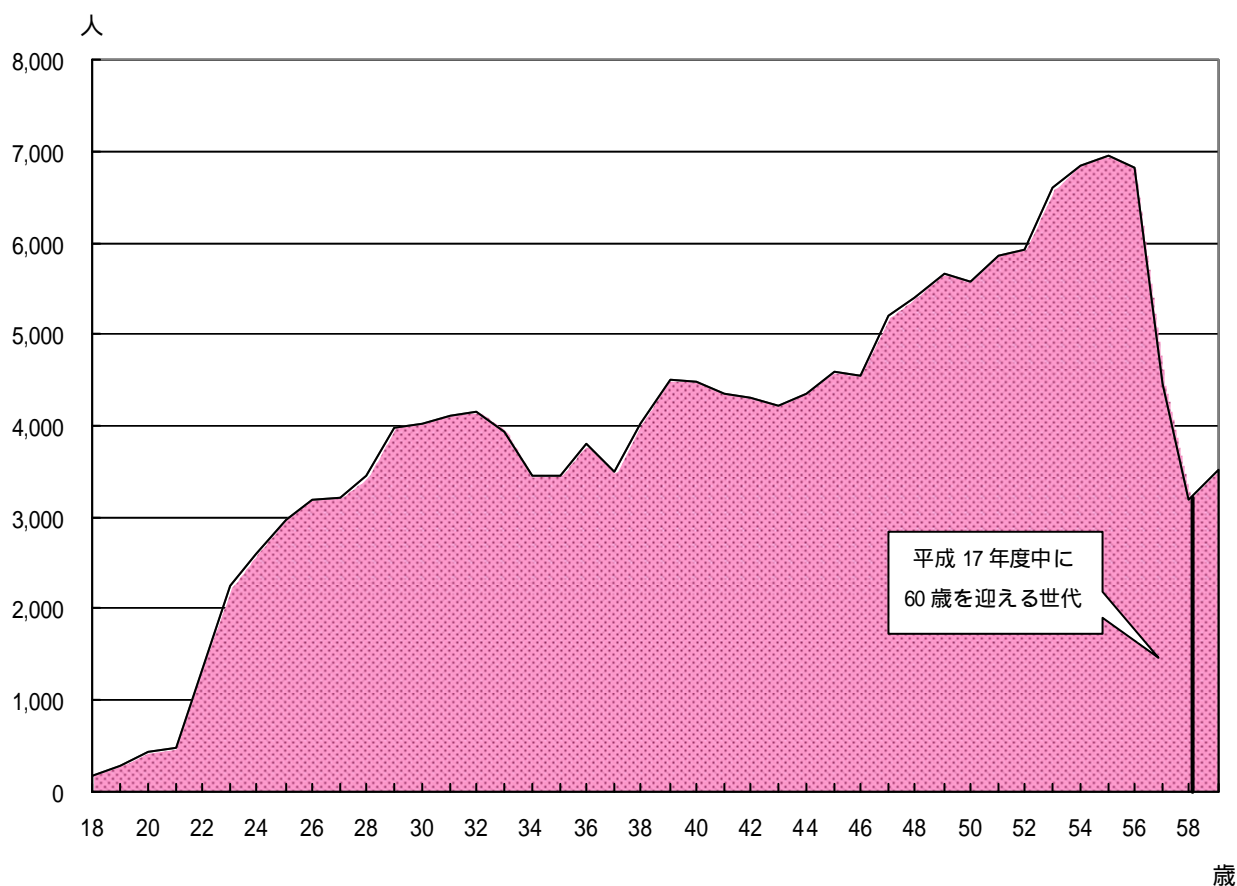
* 庁舎内の電力設備、空調設備、防災設備、照明器具などを一元的に監視・制御するシステムのことである。

1.2.4 職員の退職手当の増大

団塊の世代の退職期を迎えるため、退職手当が大きな財政負担となる。

都職員の年齢構成は、団塊の世代を大きなピークとする、いびつな形となっており、今後2年間で定年退職者数が急激に増加することが見込まれる。

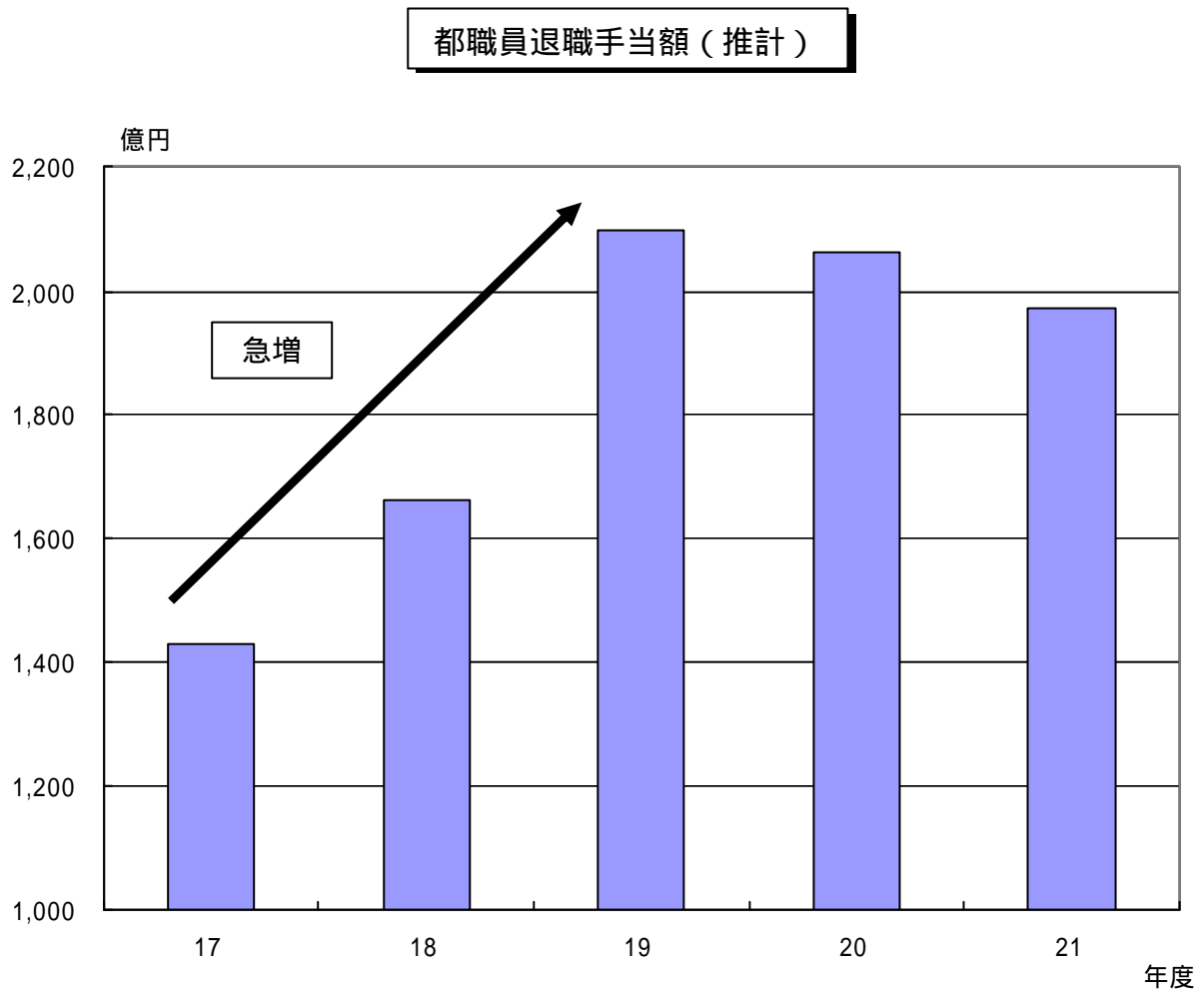
都職員の年齢構成



- * 公営企業局 (交通局、水道局、下水道局) を除く。
- * 平成 16 年 4 月 1 日現在の人数及び満年齢である。

退職手当については、平成 16 年 4 月 1 日から最高支給率の引き下げなどの見直しを行ったものの、退職者数の増加により、平成 19 年度には、平成 17 年度と比べて 1.5 倍にまで膨れ上がり、2,000 億円を上回る見込みである。

団塊の世代が大量退職する間、退職者数は高い水準で推移することが予測されるため、退職手当が都財政にとって大きな負担となる。



* 公営企業局（交通局、水道局、下水道局）を除く

〔試算の条件〕

- 1 平成 17 年度は、当初予算額とした。
- 2 定年退職及び勤奨退職については、平成 13 年 4 月 1 日現在から平成 16 年 4 月 1 日現在の職員年齢構成の推移に基づき人数を算出し、平成 17 年度当初予算における単価を乗じた。
- 3 その他の退職については、平成 17 年度当初予算額と同水準とした。

1.2.5 「隠れ借金」への対応

都財政には、都債残高以外に隠れた借金が約9,000億円あり、大きな不安定要因となっている。

これまでの財政運営の中で、毎年度の予算編成で生じる財源不足を補てんするために、減債基金積立の一部見送りや他会計からの借り入れなどの臨時的な財源対策を講じてきた。

その結果、減債基金の積立不足、他会計からの借入金、公営企業会計への支払繰延を合わせると、その額は7,199億円となる。

また、市街地再開発事業と多摩ニュータウン事業については、本来収支均衡すべき事業であるにもかかわらず、巨額の欠損が生じる見込みである。

こうした「隠れ借金」は圧縮に努めているものの、未だ約9,000億円が残っている。

「隠れ借金」の状況

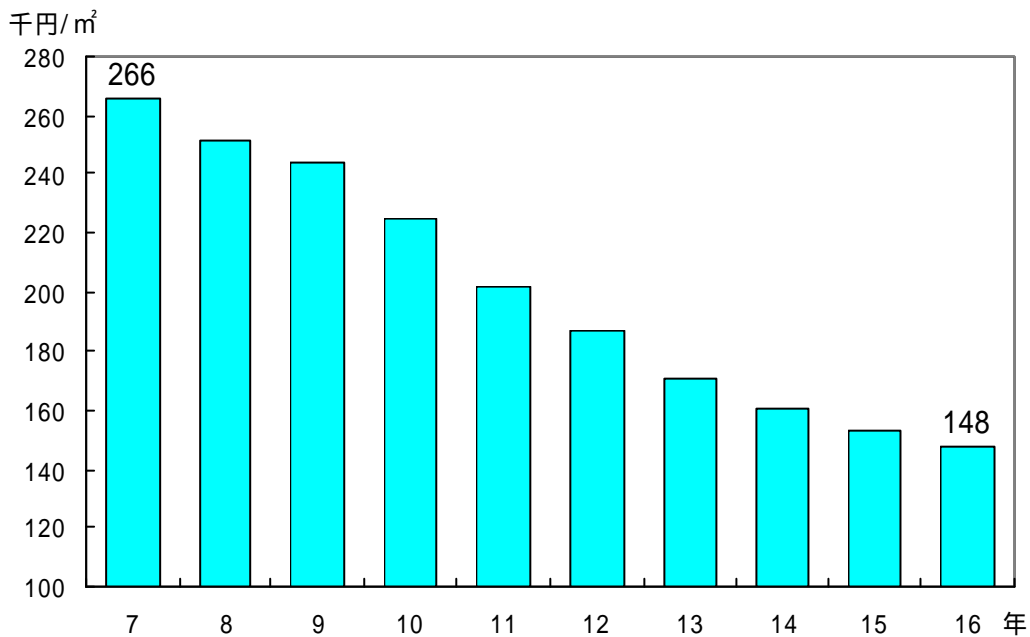
区 分	平成17年度内 圧縮見込額	平成17年度末 見込額
減債基金積立不足額	-	5,199 億円
他会計からの借入金	1,000 億円	1,600 億円
公営企業会計支出金の支払繰延	-	400 億円
市街地再開発事業欠損金	199 億円	約800 億円
多摩ニュータウン事業欠損金	-	約1,000 億円
合 計	1,199 億円	約9,000 億円

【多摩ニュータウン事業における欠損金】

多摩ニュータウン事業は、都債償還などの費用を宅地の販売収入で賄う事業であるが、地価下落や宅地需要の減少などの影響で、販売収入が伸び悩み平成18年度には資金ショートが発生する見込みである。

また、平成23年度までの都債償還を踏まえると、最終的な累積収支は、約1,000億円の赤字になると予測される。

八王子市南大沢四丁目の基準地価格の推移



* 東京都財務局「東京都基準地価格」による。

多摩ニュータウン事業会計収支見通し

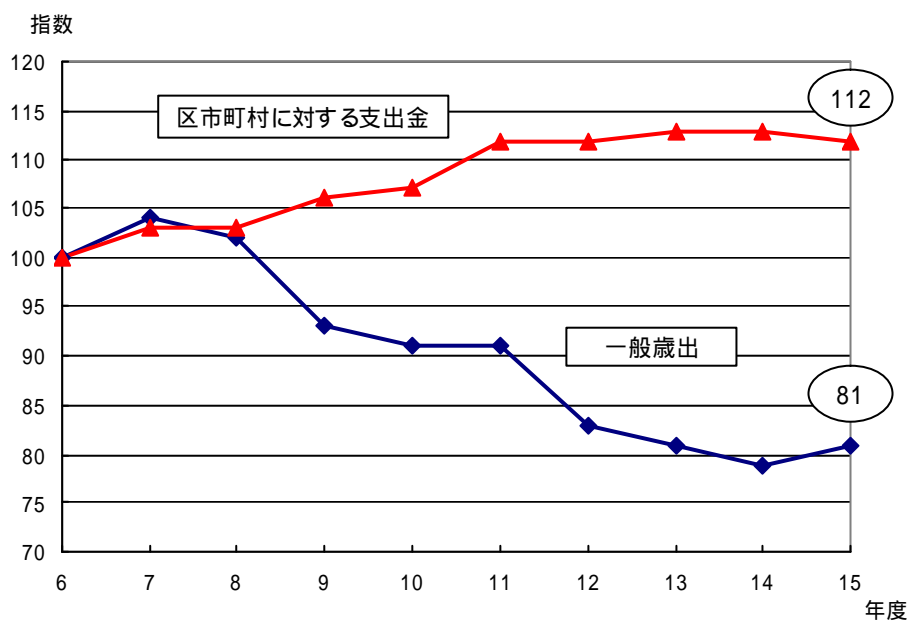
区 分	18年度～23年度
都債償還費（元利）	1,300 億円
うち18年度分	330 億円
累積収支	1,000 億円

1.2.6 高止まりする区市町村に対する支出金

区市町村に対する支出金は、依然として高止まりの状況にある。

都の一般歳出と区市町村に対する支出金について、この10年間の推移を比較すると、平成6年度を100とした場合、一般歳出は平成15年度に81まで削減されているのに対し、区市町村に対する支出金は112まで増加している。一般歳出全体の規模が減少する中で、区市町村に対する支出金は増加している。

一般歳出と区市町村に対する支出金（普通会計決算）



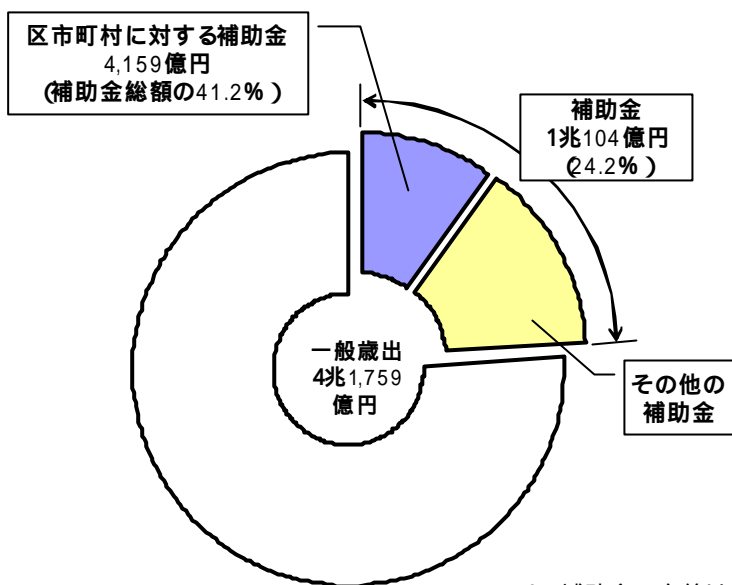
* 区市町村に対する支出金は、地方財政状況調査第13表の「(区)市町村に対するもの」に区分される経費の合計から、特別区財政調整交付金などの税連動経費を除いたものである。

* 一般歳出は、歳出総額から目的別公債費と税連動経費を除いたものである。

平成17年度予算について、都の補助金総額は1兆104億円であり、都の政策的経費である一般歳出の約4分の1を占めている。

また、区市町村に対する補助金は、補助金総額の約4割を占めている。

一般歳出に占める補助金の割合（平成 17 年度予算）

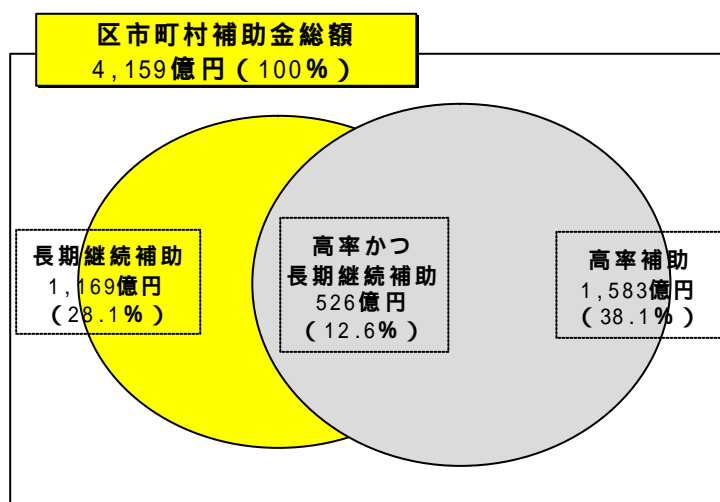


* 補助金の定義は、巻末「補助金一覧」参照

区市町村に対する補助金は、各種の行政上の目的を持って、その活動を育成・助長するため特別の必要がある場合に交付するものである。交付が常態化すると、補助金自体の本来の目的を損ない、区市町村の自主的・自立的な行財政運営の妨げになるおそれがある。

区市町村に対する補助金については、高率補助、長期継続補助、少額補助などの課題を有するものがある。補助金には、それぞれに創設の背景があり、一律の尺度でその存廃を論ずることは必ずしも適切ではないが、個々の事業ごとに十分精査・検証し、必要に応じて見直しを行うべきである。

区市町村に対する補助金の状況（平成 17 年度予算）



* 高率補助は、事業費に対する都負担割合が2分の1を超えるものである。

* 長期継続補助は、事業開始年度から30年以上のものである。

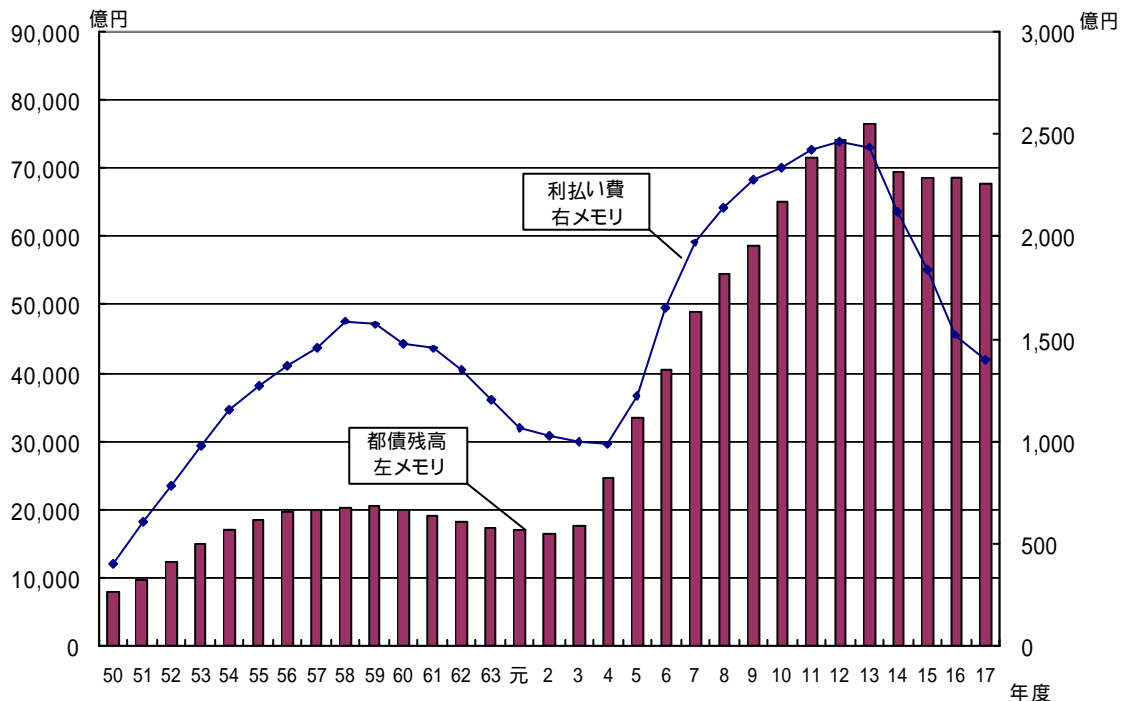
1.2.7 都債利払い費の増加リスク

近年、極めて低い水準で推移している長期金利が、今後、経済環境などの変化に伴い上昇に転ずると、都債の利払い費が増加し、都財政へ影響を与えることが懸念される。

近年、都債残高は大きな変動がないにもかかわらず、都債の利払い費は減少している。

これは、景気動向や金融・財政政策などを反映して、長期金利が歴史的な低水準で推移していることに負うところが大きい。

都債残高と利払い費の推移（一般会計）



* 平成 15 年度までは決算、平成 16 年度は決算見込、平成 17 年度は当初予算ベースである。

* 平成 14 年度に、一般会計から都営住宅等事業会計（特別会計）が分離した。

しかし、今後、景気の回復や政策の転換などにより長期金利が上昇局面を迎えることも予想される。その場合、都債の利払い費の増加が都財政を圧迫する。

仮に、都債の金利が現在の水準から1%上昇した場合、平成18年度から平成21年度までの4年間で利払い費は、528億円増加すると見込まれる。

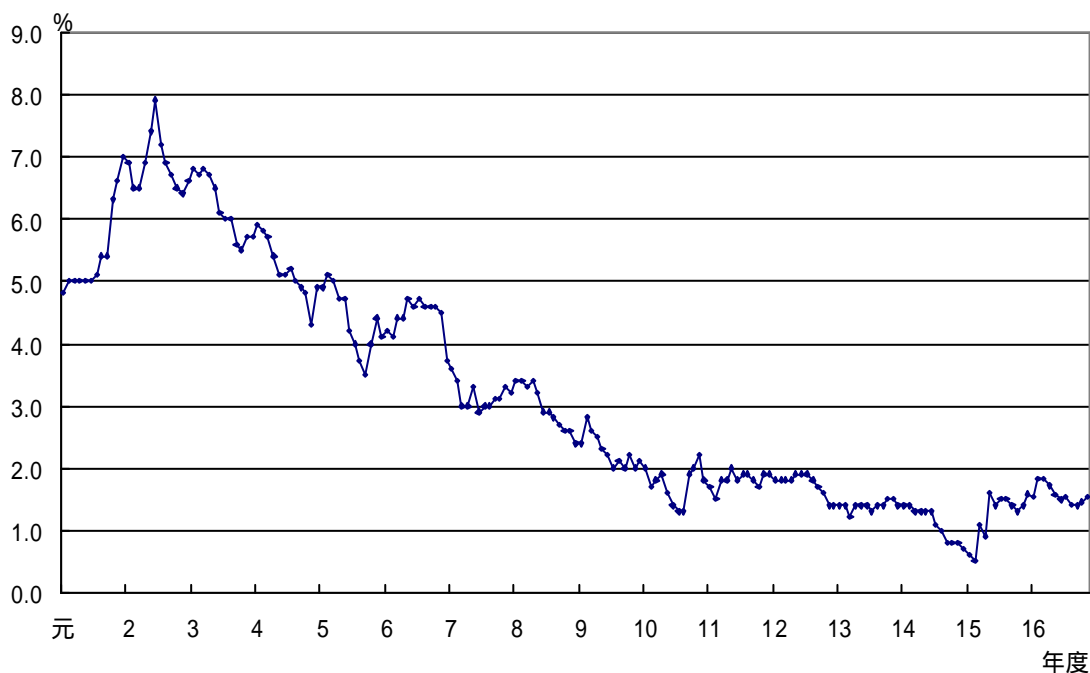
**金利1%上昇による都債利払い費の
影響額試算（一般会計）**

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
19億円	96億円	169億円	243億円	528億円

* 各年度の都債の新規発行額を3,500億円と見積もり、それに借換分を加えた発行予定額をもとに、平成18年4月1日以降、金利が1%上昇したと想定して算出した数値である。

【参考】

都債（公募10年）利率の推移



1.3 今後の取組

1.3.1 目指すべき当面の目標

平成 18 年度に最終年度を迎える第二次財政再建推進プランの目標を確実に達成するため、全庁を挙げて取り組む必要がある。

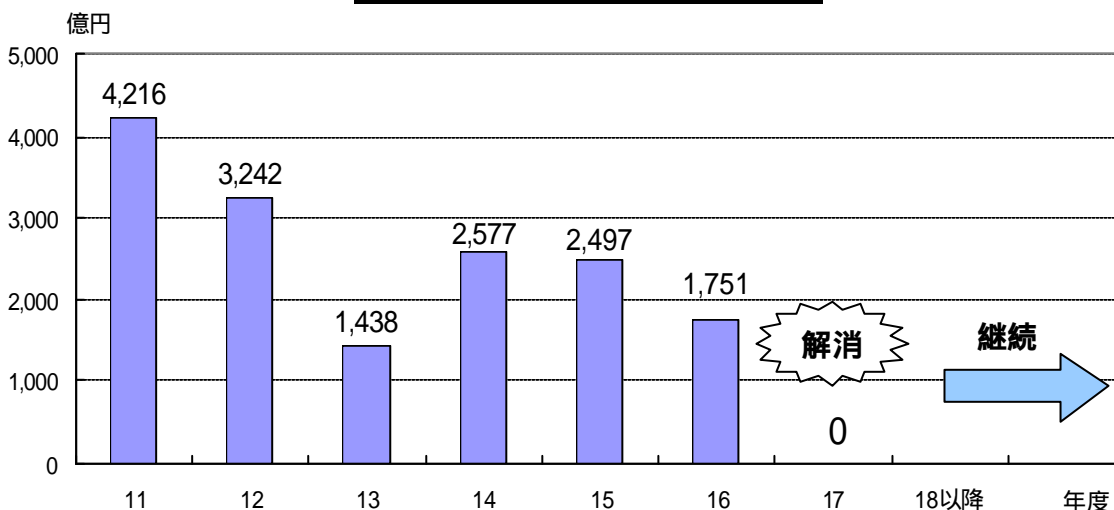
第二次財政再建推進プランの目標

- 第 1 平成 18 年度までに巨額の財源不足を解消すること
- 第 2 平成 18 年度までに経常収支比率を 90% 以下の水準に引き下げることに努めること

【財源不足の解消】

平成 17 年度は、7 年ぶりに臨時的な財源対策を行うことなく当初予算を編成することができたが、これは、一時的な増収の増加に助けられた面が強い。追い風に助けられなくても、財源不足が生じることのない財政体質の構築に努め、平成 18 年度においても、臨時的な財源対策なく予算を編成する。

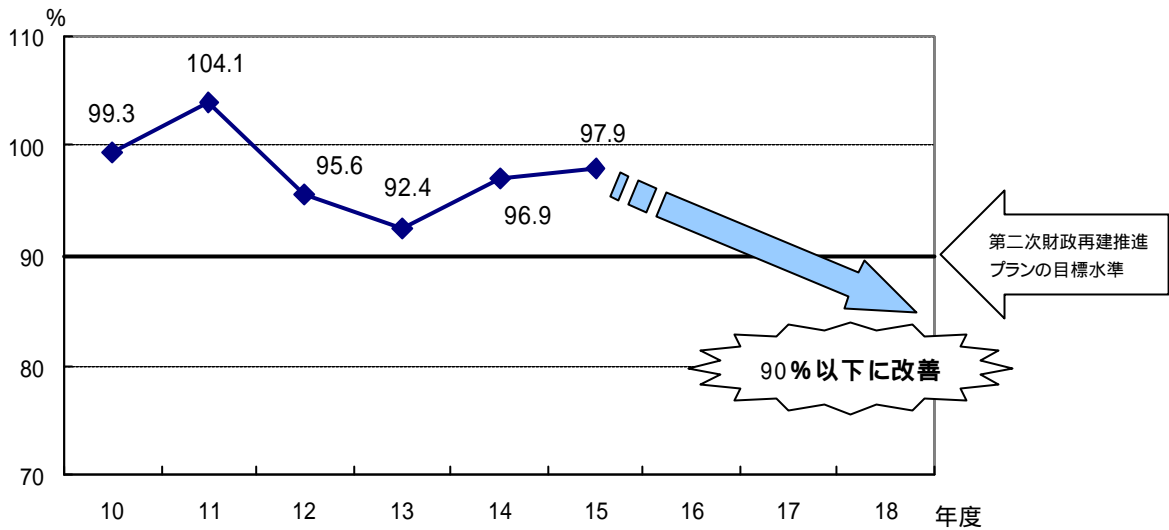
財源不足の推移（当初予算）



【経常収支比率の改善】

平成 15 年度の普通会計決算における都の経常収支比率は 97.9% であり、第二次財政再建推進プランの目標とは、未だ大幅な乖離がある。早急に 90% 以下の水準まで改善させるために、経常的経費の削減などに努める。

経常収支比率の推移（普通会計決算）



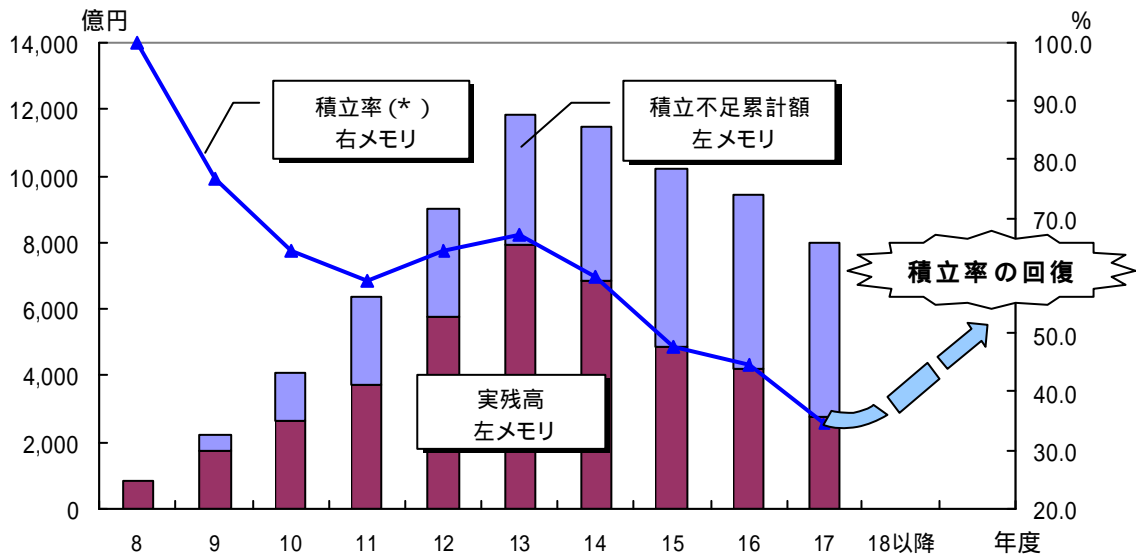
【財政赤字の解消及び「隠れ借金」の圧縮】

一般会計は、7年連続で実質収支の赤字を記録しており、速やかに、その解消を図る必要がある。

また、都財政の不安定要素である「隠れ借金」は、約9,000億円にも上っており、着実に圧縮していく必要がある。

「隠れ借金」の中でも、最も大きな割合を占めるのは、減債基金の積立不足（約5,200億円）であり、本来積み立てなければならない額の3分の1程度しか積み立てられていない。積立率の回復に積極的に取り組む。

減債基金積立不足累計額の推移



* 積立率 (%) = 年度末実残高 / 全額を積み立てた場合の年度末残高 × 100

* 平成15年度までは決算、平成16年度は決算見込、平成17年度は当初予算ベースである。

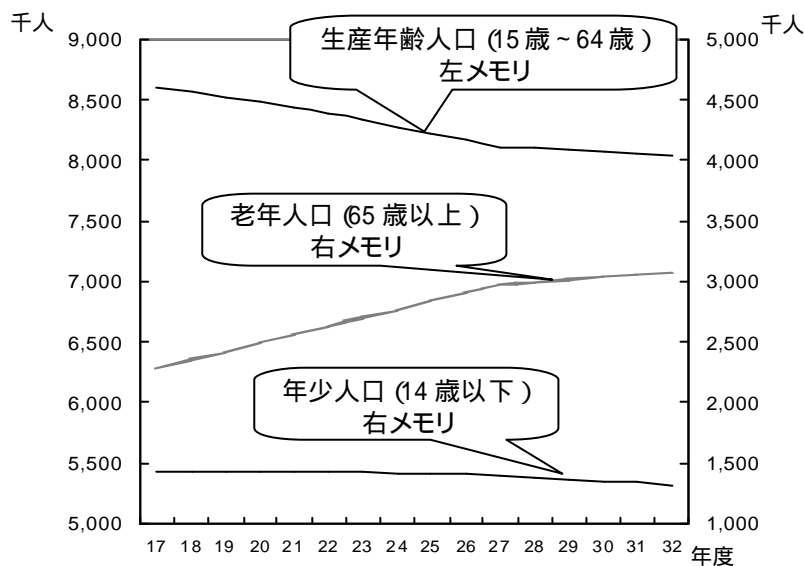
1.3.2 長期的な課題 ～本格的な少子高齢社会を迎えるに当たって～

今後避けられない、少子高齢社会の本格化による社会構造の大きな変化を踏まえ、長期的視点から、財政運営のあり方を検討する時期にきている。

日本の人口は、平成 18 年度をピークに継続的な減少局面に入ると推計されており、都政も大きな転機を迎える。

生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が急速に減少し、一方で老年人口（65 歳以上）が増加するなど、本格的な少子高齢社会が訪れる。

東京における生産年齢人口の将来推計（中位推計）



* 国立社会保障・人口問題研究所 (平成 14 年 3 月) による推計

こうした社会構造の大きな変化は、経済活動の停滞や国際競争力の低下など、社会全体に対して大きな影響を与えるおそれがある。

都財政においても、長期的に都税収入の大幅な伸びが期待できないという制約の中で、少子高齢社会対策や東京の活力を維持・向上させるための施策を実施しなければならないという、困難な課題に直面する。

人口減少、少子高齢社会の下で、将来にわたり安定した財政運営を行うために、長期的な視点から、財政運営のあり方を検討する必要がある。

2 都区財政調整制度の課題

2.1 都が担うべき大都市事務

2.1.1 大都市等に関する特例制度

大都市には人口や産業が集中しており、大都市特有の行政サービスについては、市の事務として行うことが効率的であることから、それぞれの規模・能力に応じた特例制度が設けられている。

特別区の区域においては、都区制度により、「市の事務」のうち大都市としての一体性・統一性の確保が必要な事務について、都が一体的に行っている。

地方自治法では、市町村と都道府県の役割分担について、市町村は基礎的な自治体として、また、都道府県は市町村を包括する広域の自治体として、それぞれの事務を処理すると規定している。

しかし、一概に市町村といっても、その存立する地域の規模・態様は様々であり、人口や産業が集中し、特有の行政需要を抱える大都市には、住民ニーズによりの確かつ効率的に応えるため、その規模能力に応じて大都市等の特例制度が設けられている。

特に、「政令市」は、社会福祉や保健衛生、都市計画など、住民の生活に直結した事務について、都道府県から市へ大幅に権限が移譲されている。これらの移譲された事務は、大都市特有の財政力を活かし、市自らの財源で処理している。

大都市制度の比較

(指定状況は、平成17年4月1日現在)

区分	政令市	中核市	特例市
要件	人口50万人以上 (実際は既存の政令市と同等の実態を有すると認められる都市が指定)	人口30万人以上 (人口50万人未満の場合には、面積100km ² 以上)	人口20万人以上
処理する府県事務	・民生行政に関する事務 ・保健衛生行政に関する事務 ・都市計画に関する事務 など	政令市が処理する事務のうち、 ・道路法に関する事務 ・児童相談所の設置 などを除く	中核市が処理する事務のうち、 ・民生行政に関する事務 ・保健所の設置 などを除く
財政上の特例	・普通交付税の態容補正 ・地方譲与税等の割増 ・宝くじの発行 など	・普通交付税の態容補正	・普通交付税の態容補正
指定状況	全国14市	全国35市	全国40市

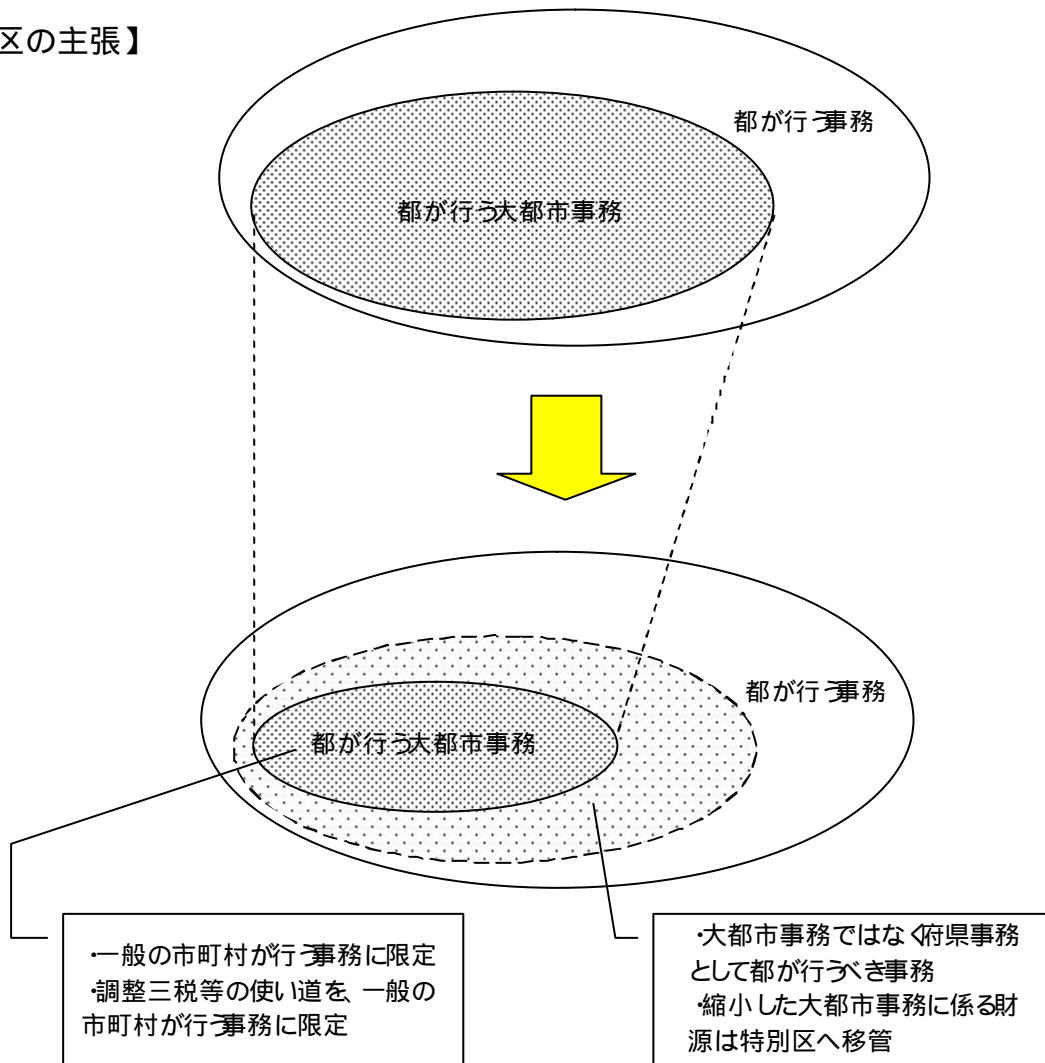
東京においては、「都区制度」という特別な行政制度が設けられており、特別区の区域において、都と特別区が適切な役割分担をすることによって、住民に身近な行政サービスと大都市地域としての行政サービスの一体性を確保している。

「都区制度」と他の大都市制度を比較した場合の最大の違いは、府県である都が、大都市地域の一体性の観点から、市で行う事務を担っていることである。

このことは、東京が人口の集中や産業の集積、さらに税源の偏在など他の大都市に類を見ない社会経済的実態を有しているからであり、東京の一体的な維持・発展のためには、都の果たすべき役割は大きい。

ところが、特別区の区域において都が行っている大都市事務とその財源について、特別区は、「一般の市町村が行う事務に限定される」との主張を行っている。

【特別区の主張】



* 調整三税等とは、固定資産税、法人市民税、特別土地保有税(調整三税)のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたものである。

2.1.2 大都市としての特別区の区域の特色

特別区の区域は、政令市等と比較しても、はるかに上回る人口の集中があり、産業が集積した大都市である。

特別区の区域では、各区がそれぞれの住民に対して行政サービスを行う基礎的な自治体としての側面と、都が特別区の区域で一体的な行政サービスを提供する大都市としての側面を有している。

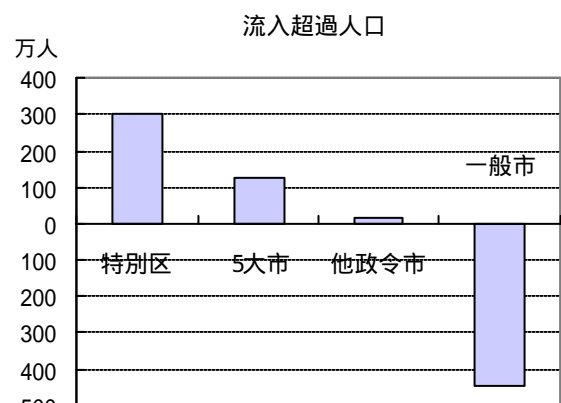
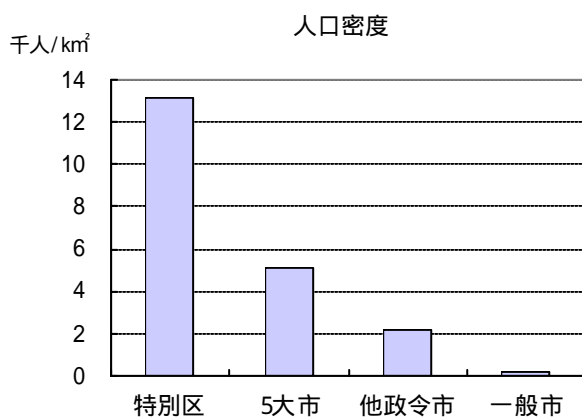
大都市地域における行政の一体性・統一性を確保する観点から、特別区の区域において都が行う事務を捉える場合、一体の都市として考える必要がある。

大都市の特色について、政令市等と比較すると、特別区の区域は、東京が首都機能を担っていることなどから、政令市よりはるかに上回る人口が集中し、産業が集積した大都市となっている。

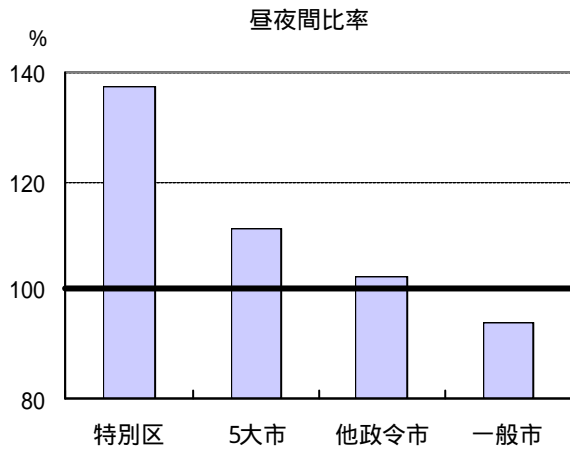
都が行う大都市事務については、大都市としての特殊性を踏まえると、一般市の範囲に留めることは非現実的である。

特別区の区域の 大都市特性

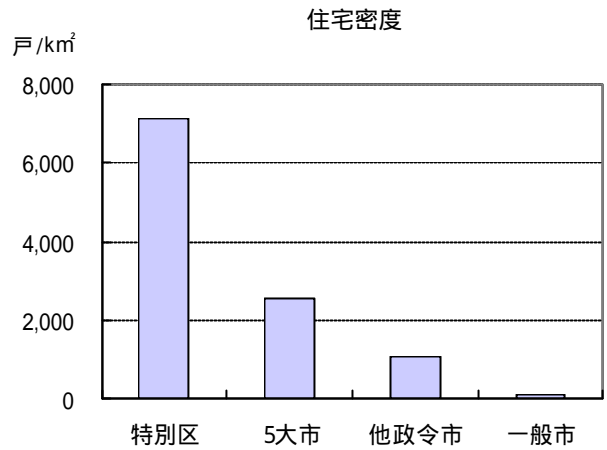
- * 人口は、特に注記がない限り、平成15年3月31日現在の住民基本台帳登録人口である。
- * 面積は、特に注記がない限り、平成14年10月1日現在の国土交通省公表値である。
- * 5大都市とは、横浜市、大阪市、名古屋市、京都市、神戸市をいう。
- * 他政令市とは、上記5大都市を除いたその他の政令市をいう(さいたま市、静岡市を除く)。
- * 一般市とは、特に注記がない限り、5大都市、他政令市、中核市、特例市、特別区及び都内市町村を除いた市町村をいう。



* 「平成12年国勢調査」(総務省)による。

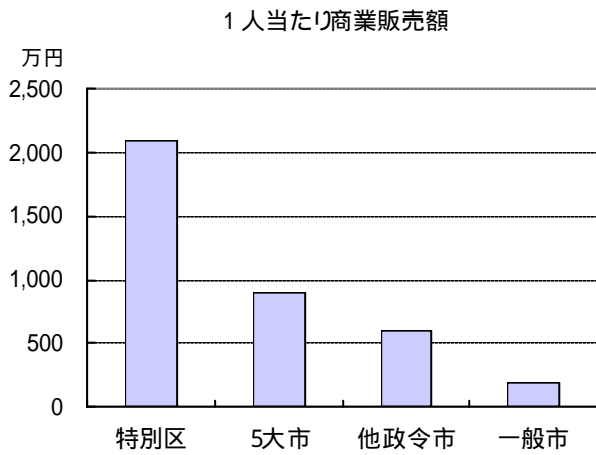


* 「平成12年国勢調査」(総務省)による。

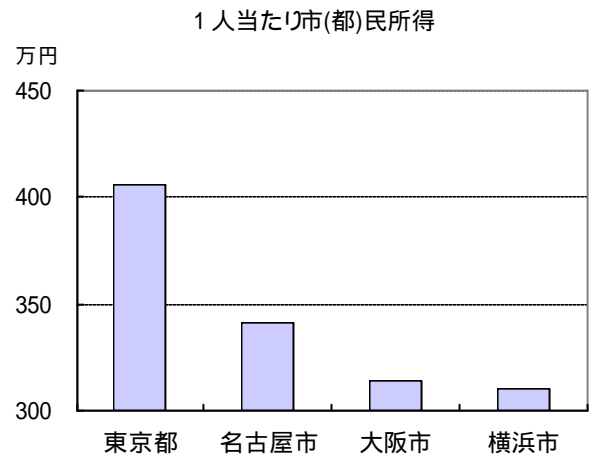


* 住宅戸数は、「平成15年住宅・土地統計調査」(総務省)による。

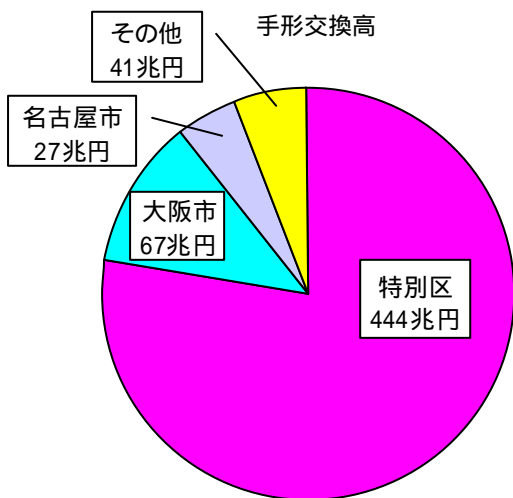
* 一般市は、中核市及び特例市を含む。



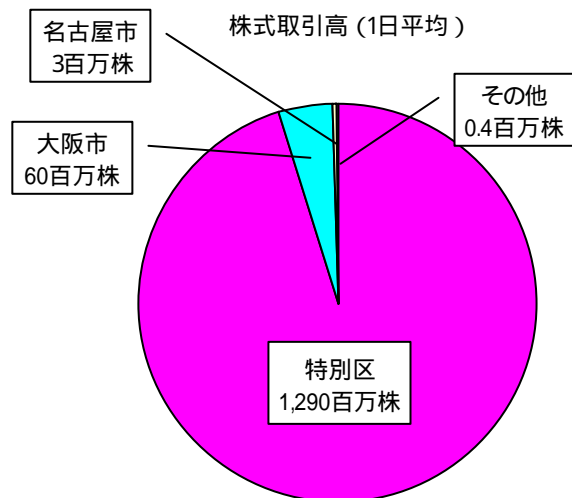
* 商業販売額は、「商業統計表」(総務省)の平成13年度の数値である。



* 市(都)民所得は、「大都市統計年表」(大都市統計協議会)の平成14年度の数値である。



* 「平成15年大都市統計年表」(大都市統計協議会)による。



* 「平成15年大都市統計年表」(大都市統計協議会)による。

2.1.3 特別区の区域における都及び特別区の事務

特別区の区域において行っている区の事務及び都の大都市事務は、その規模・実態からみて、少なくとも政令市が行っている事務の水準と同等かそれ以上のものであることは明らかである。

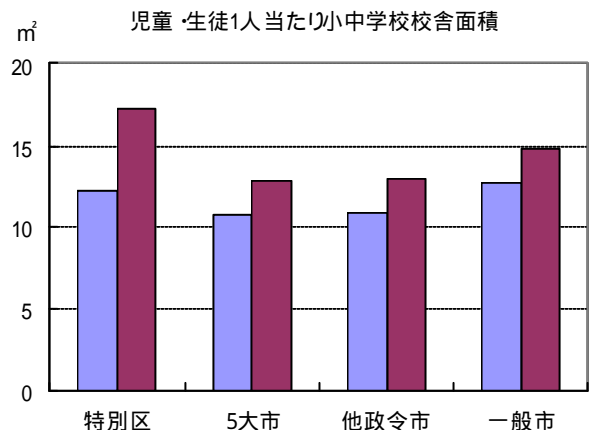
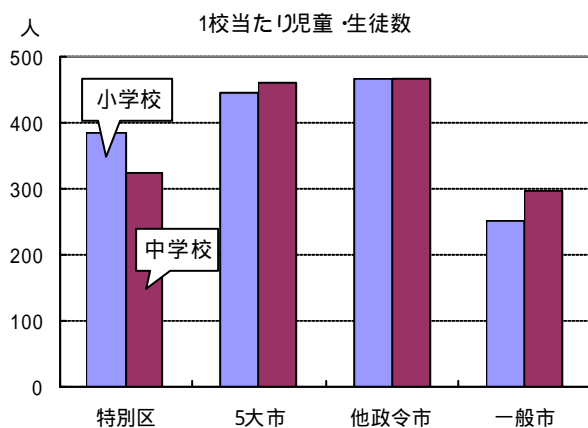
さらに加えて、都は、都市基盤や教育など様々な分野で、首都である大都市東京に相応しいレベルの行政サービスを行うため、主体的な役割を果たしている。

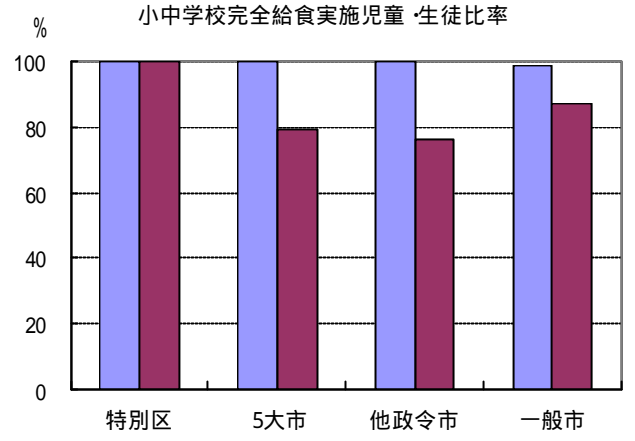
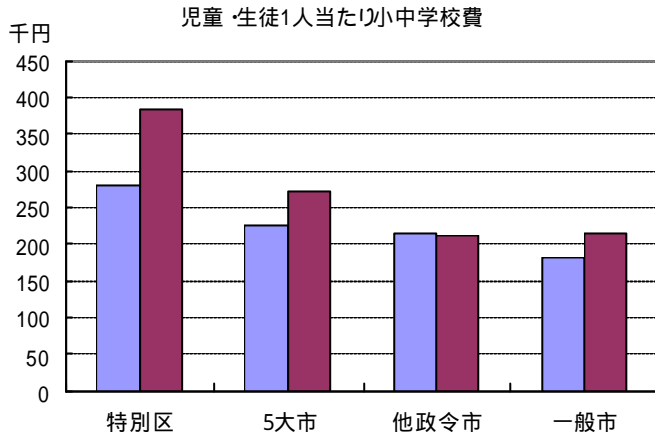
高度に人口が集中し、産業が集積している特別区の区域において、これらの行政需要に対応するため、これまで都と特別区は、様々な分野で政令市と比較しても水準の高い行政サービスを行ってきている。

水準の高い 行政サービスの例

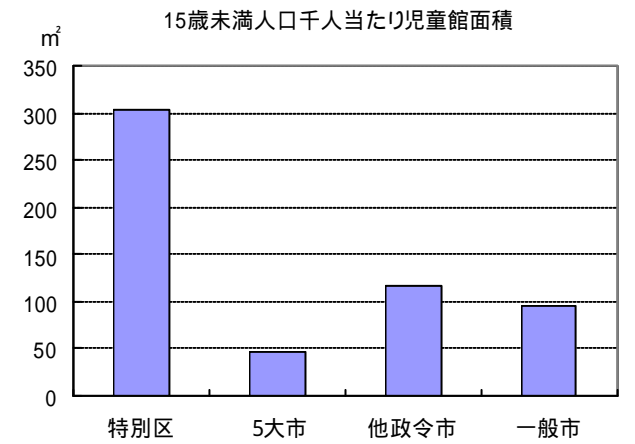
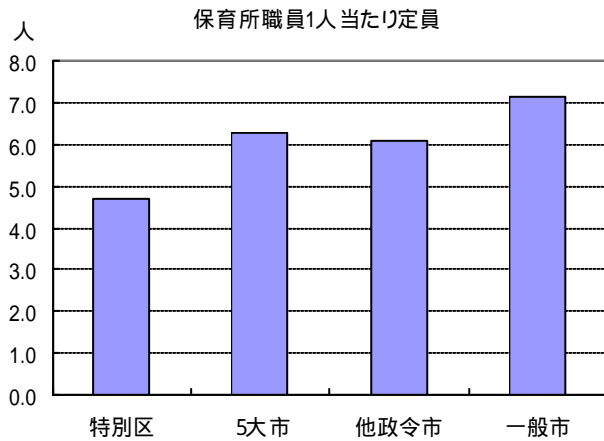
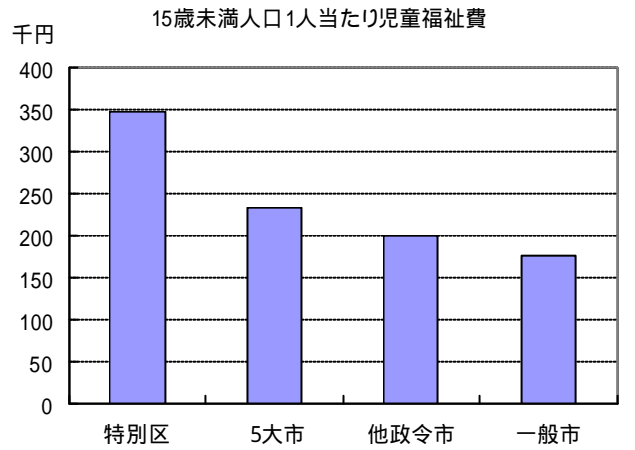
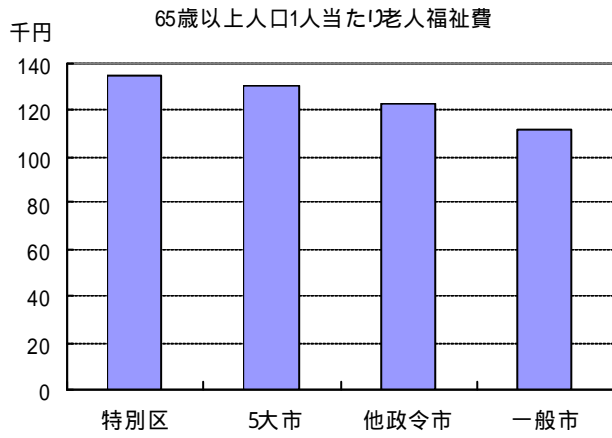
- * 規模は、平成14年度公共施設状況調(総務省)による。
- * 金額は、平成14年度普通会計決算による。
- * 人口は、「平成12年国勢調査」(総務省)による。
- * 5大市とは、横浜市、大阪市、名古屋市、京都市、神戸市をいう。
- * 他政令市とは、上記5大市を除いたその他の政令市をいう(さいたま市、静岡市を除く)。
- * 一般市とは、特に注記がない限り、5大市、他政令市、中核市、特例市、特別区及び都内市町村を除いた市町村をいう。

教 育



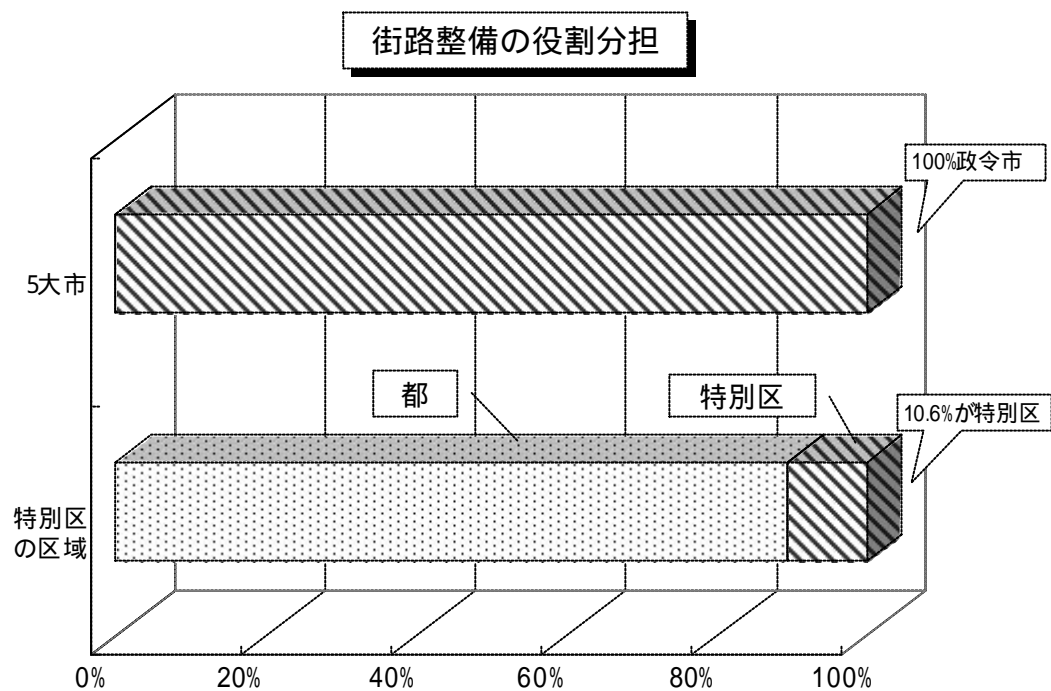


福祉

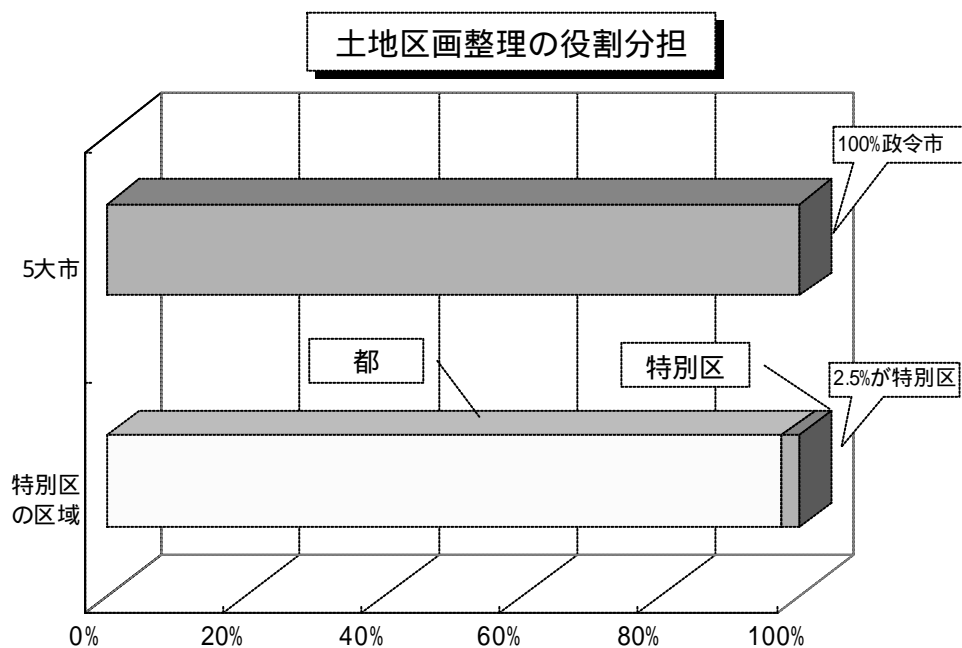


政令市は、大都市における住民福祉の向上を図るため、府県事務の中でも住民の生活やまちづくりに密接に関わる事務について、自らの事務として実施している。

政令市が府県事務を行っている例として、道路の管理や整備について、国道・県道・市道を一体的に政令市が行っていることなどがあげられる。

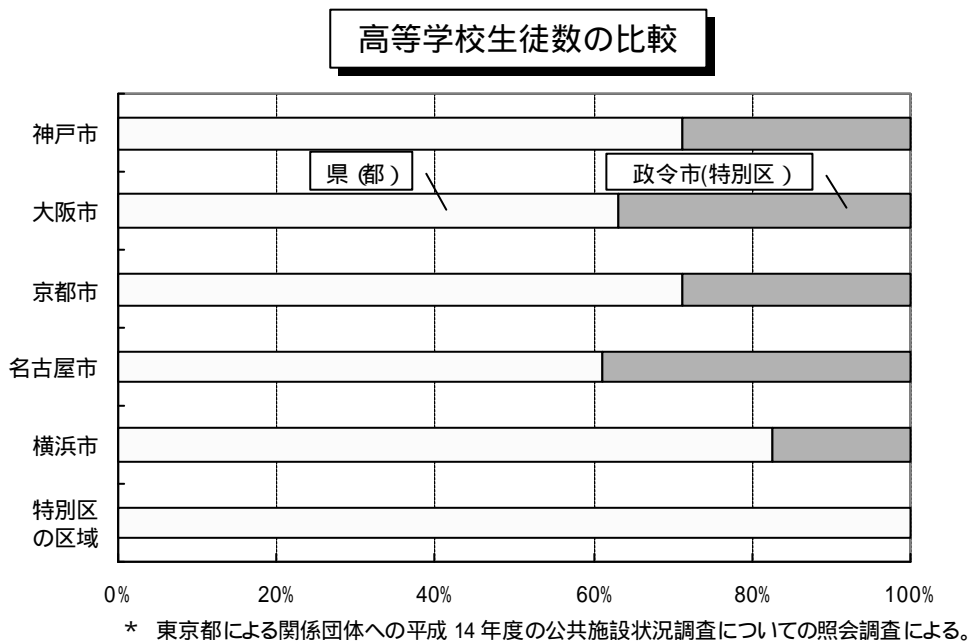
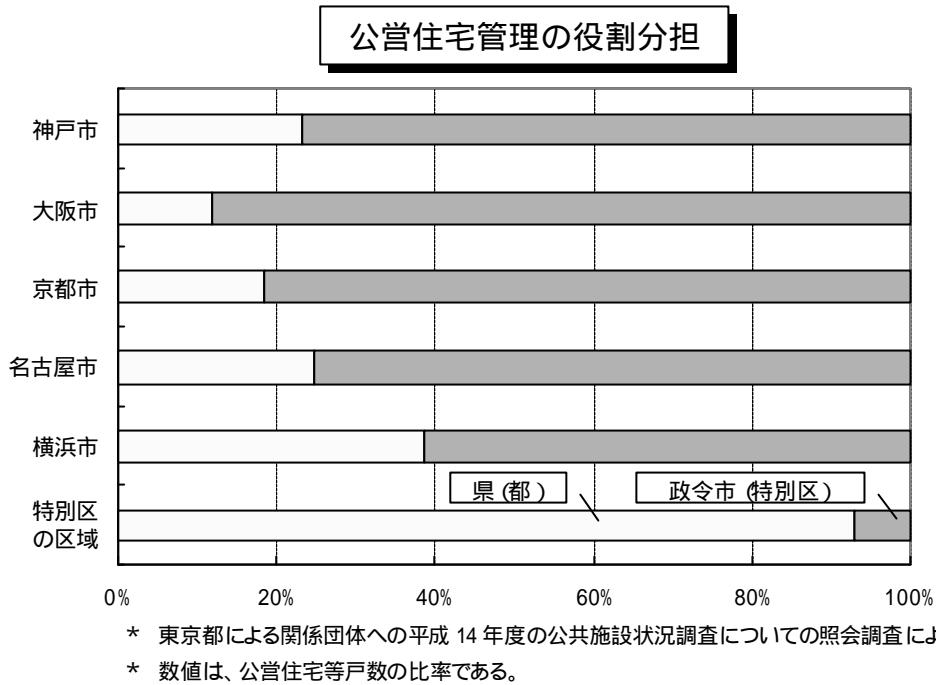


* 東京都による関係団体への平成14年度の公共施設状況調査についての照会調査による。
 * 数値は、実施済み面積比率である。



* 東京都による関係団体への平成14年度の公共施設状況調査についての照会調査による。
 * 数値は、実施済み面積比率である。

都道府県、市ともに行うことができる事務、または主に都道府県が行っている事務であっても、大都市における住民サービスの向上を図るために、政令市が自らの財源で実施している事務は多い。



このように、政令市が自らの財源で行っている事務であっても、特別区の区域で一体的に行う必要のある事務は、都が大都市事務として実施している。

コラム 大都市機能を支える行政サービス

政令市は、大都市機能を支えるため、様々な行政サービスを行っているが、東京では、大都市に必要なこれらのサービスを都が一体的に行っている。

事項	東京都	大阪市	名古屋市	横浜市
地下鉄	都営地下鉄 ・営業キロ 109.0km ・乗降者数 201 万 6 千人	市営地下鉄 ・営業キロ 115.6km ・乗降者数 228 万 1 千人	市営地下鉄 ・営業キロ 83.5km ・乗降者数 111 万 9 千人	市営地下鉄 ・営業キロ 40.4km ・乗降者数 44 万 3 千人
バス	都営バス ・営業キロ 680.0km ・乗降者数 57 万 6 千人	市営バス ・営業キロ 599.3km ・乗降者数 25 万 3 千人	市営バス ・営業キロ 710.3km ・乗降者数 42 万人	市営バス ・営業キロ 571.7km ・乗降者数 46 万 6 千人
病院	都立病院 ・病院数 12 病院 ・病床数 6,073 床	市立病院 ・病院数 6 病院 ・病床数 3,074 床	市立病院 ・病院数 7 病院 ・病床数 2,428 床	市立病院 ・病院数 6 病院 ・病床数 2,853 床
大学	首都大学東京 ・学部数 4 学部 ・入学定員 1,510 人	大阪市立大学 ・学部数 8 学部 ・入学定員 1,353 人	名古屋市立大学 ・学部数 6 学部 ・入学定員 650 人	横浜市立大学 ・学部数 学部 ・入学定員 660 人

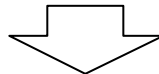
* 病院と大学については、平成 17 年度予算規模であり、その他の事項については、平成 15 年度実績である。

* 地下鉄、バスの乗降者数は、1日当たりの乗降者数である。

大都市「東京」に特に顕著な行政需要の例

1 km 当たり渋滞損失額（国土交通省調べ）

全国平均	62 百万円 / 年
大阪府	338 百万円 / 年
神奈川県	237 百万円 / 年
愛知県	152 百万円 / 年
東京都	435 百万円 / 年



首都高速中央環状線整備

王子線	約 4,100 億円
新宿線	約 1 兆 200 億円
品川線	約 4,000 億円

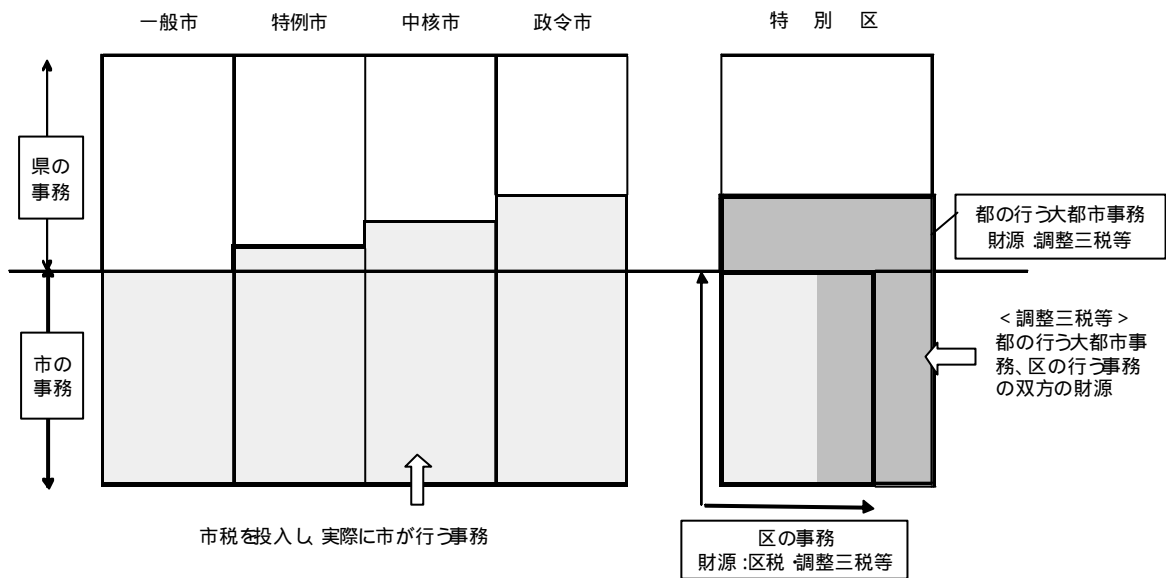
東京外かく環状道路整備

埼玉県境～大泉 JCT	約 1,400 億円
大泉 JCT～東名高速	未定

これまで示してきたように、政令市においては、大都市に必要な行政サービスを自らの財源で効率的に提供している。

特別区の区域において都が行っている大都市事務は、少なくとも政令市が行っている事務の水準と同等かそれ以上であることは、その規模・実態からみても明らかである。

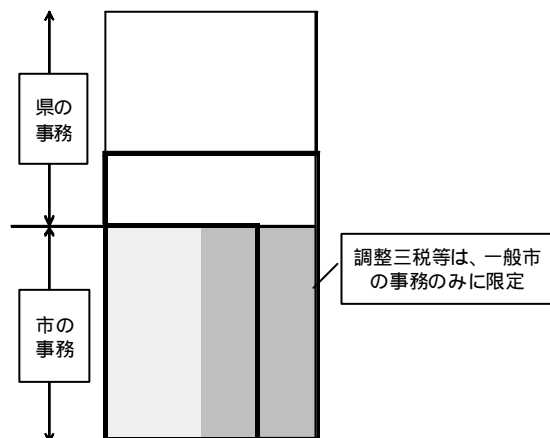
さらなる東京の発展と住民福祉の向上のためには、大都市事務の財源である調整三税等を都区双方が有効に使っていく必要がある。



【特別区の主張】

特別区は、調整三税等の用途を、一般の市町村と同等にすべきと主張し、政令市レベルの事務に対しては、都に府県としての財源負担を求めている。

こうした主張は、大都市における県と政令市の役割分担や、東京が他の政令市を上回る行政サービスを提供している点を考慮していないと言わざるを得ない。



本ページの図は、事務のイメージを簡略化したものであり、特別区は、この他に保健所事務等、政令で定められた一部の事務を行っている。

2.1.4 大都市事務を支える税収

人口が集中し産業が集積する大都市は、巨大な行政需要が存在する一方で、大都市ならではの税収も存在しており、特別区の区域では、特に大都市の特殊性が顕著に現れている。

特別区の区域において提供されている質の高い行政サービスは、これらの税収によって支えられている。

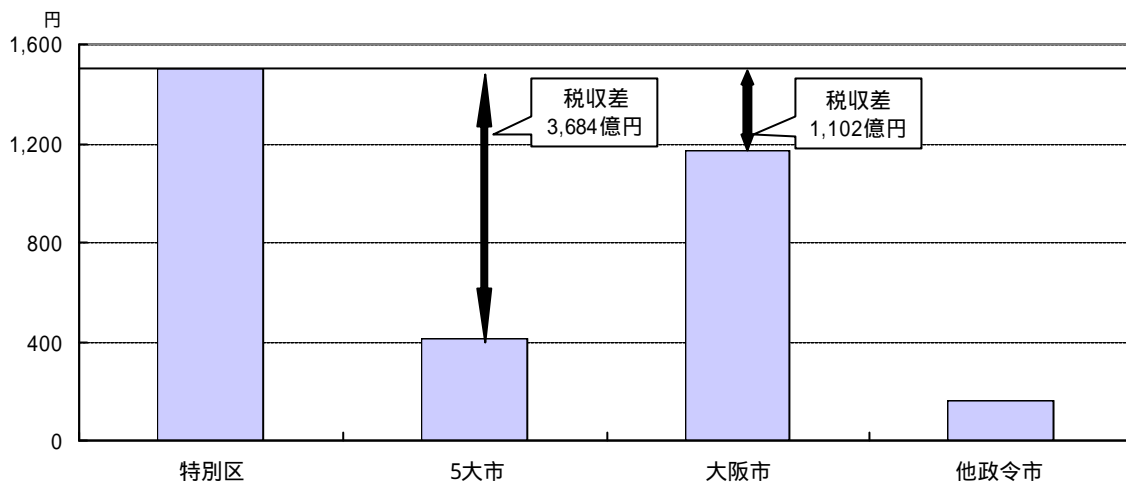
大都市特有の行政需要に対応するためには、それだけの財源の裏付けが必要であるが、人口が集中し、産業が集積していることにより、それを支える税収も大都市に集中しているということである。

例えば、固定資産税（土地）については、特別区では、5 大市と比較すると、1 m²当たりの税額の差は 1,099 円となっており、これを 5 大市に対する特別区の特殊性と見た場合、3,684 億円もの差が現れる。

また、5 大市の中で突出している大阪市と比較しても、1 m²当たりの税額の差は 329 円となっており、これを大阪市に対する特別区の特殊性と見た場合、1,102 億円もの差が現れる。

特別区の区域において、都及び特別区が、質の高い様々な行政サービスを提供できるのは、これらの税収に支えられていることによる。

1 m²当たり固定資産税(土地)額



* 平成 14 年度決算の税収額及び平成 14 年 1 月 1 日現在の固定資産税の課税対象となる評価面積を基に算出した。

* 平成 14 年度地方財政統計年報」(総務省)、平成 13 年大都市比較統計年表」(大都市統計協議会)による。

2.1.5 都と特別区の役割分担と財源配分

都市基盤の整備や急激な少子高齢化への対応など、大都市東京が抱える喫緊の課題に的確に対応し、中長期的にも安定した行政サービスを提供していくためには、都と特別区が、役割分担に基づき、対応していくことが必要である。

これまで示してきたとおり、特別区の区域における一体的な大都市事務は、政令市事務の水準と同等かそれ以上であり、首都である大都市東京に相応しいものを、都区制度に基づいて都が担ってきた。

平成 15 年度に都が特別区の区域で行った大都市事務に必要な一般財源は、約 1 兆 2,000 億円となっている。

都が行う大都市事務に係る一般財源（平成 15 年度決算）

（単位：億円）

区 分	事 務 例	都の提示	区の見解
法令上「市」が実施する事務	水道、下水道、消防 など	4,200	4,200
法令上「政令市」が実施する事務	児童相談所、生活保護費都負担 など	1,000	0
都道府県も市も実施できる事務 （大都市特有の行政課題に対応する事務や特別区の区域の行政水準を確保する事務など）	地下鉄、東京港、首都高速道路、障害者施設、病院、公園、住宅、大学、高校、文化スポーツ施設、大気汚染対策 など	3,300	900
公債費その他 （ ～ に付随した経費など）	公債費、退職手当、用地会計への繰出 など	3,500	1,700
合 計		12,000	6,800

東京は、その中心部に日本の社会経済のセンター機能が集中し、これが多くの税収を生み出している。

この税収は、中心部のみで生み出されたわけではなく、周辺地域の居住機能や、大都市全体としての交通・物流ネットワークの重層的な作用の結果である。

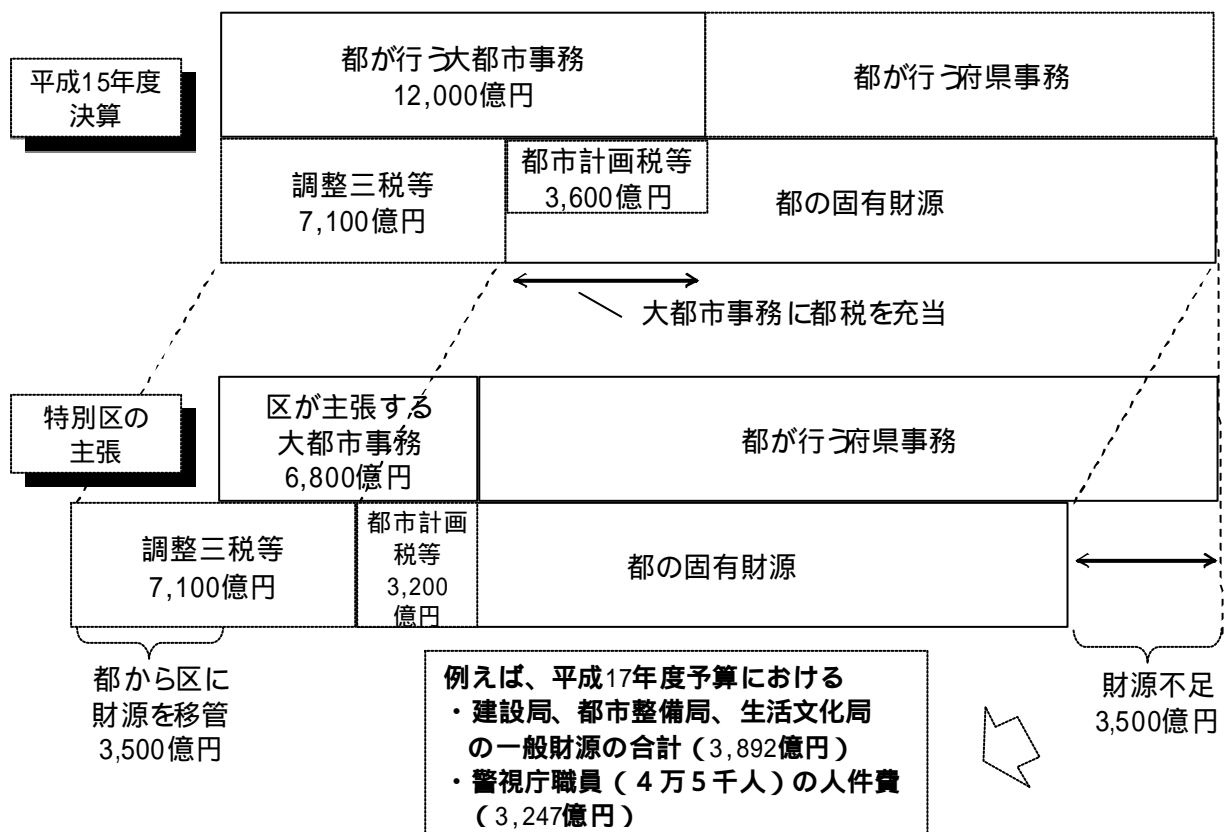
東京のさらなる発展と真の住民サービスの向上のためには、大都市東京ゆえに発生している税収を、東京全体の発展を目指した社会基盤の整備や急激な少子高齢化への対応などに充てていくことが必要である。

都は、今まで人口・産業などが高度に集中する大都市地域における行政の一体性・統一性の確保の観点から、大都市東京に相応しい行政サービスを行ってきた。

東京全体の発展には、これからも都が果たすべき役割は極めて重要であり、大都市東京から生み出される財源を最大限有効に活用していかなければならない。

区の主張のように、都が行う大都市事務を一般市の事務に限定し、調整三税等の使い道を制限すれば、現行の行政水準を維持することができなくなり、住民サービスの低下につながる。

特別区の主張から導かれる都の財源不足



2.2 調整三税等の都区間配分

2.2.1 基本的な考え方

調整三税等の都区間配分については、首都東京のさらなる発展と、住民サービスの一層の向上のために、最大限有効に活用されるよう配慮する必要がある。

【特別区財政調整交付金】

「都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保する」ことを目的とし、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」都が調整三税等に条例で定める割合を乗じて得た額を交付するものである。
(地方自治法第 282 条第 1 項及び第 2 項)

平成 12 年の都区制度改革において、調整三税等の一定割合については、特別区の固有財源的な性格を有するものとして法定化された。

現在、特別区への配分割合は 52%となっているが、この配分割合は、「中期的に安定的なもの」とされている。

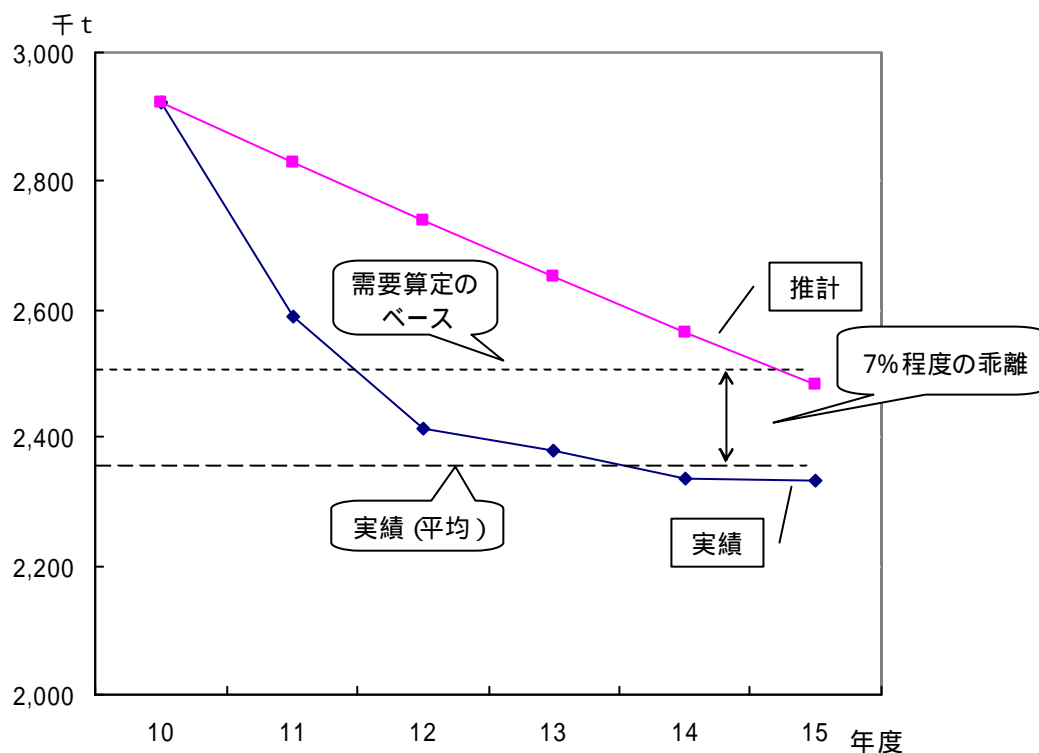
住民サービスの向上のために、限られた財源を有効に活用していくには、都も特別区も、行財政改革の推進などにより自らの責任において、簡素で効率的な行財政運営を行うことが求められている。

一方で、調整三税等の都区間配分については、大都市経営の強化の観点から、大都市地域に相応しい配分としていく必要がある。

2.2.2 算定上の課題

ごみ量などの減に伴い、清掃経費が過大算定になっている。

ごみ収集量 実績と推計の比較



平成 12 年度の都区制度改革に当たり、特別区のごみの収集・運搬経費については、平成 12 年度から平成 17 年度までのごみ量を推計した上で、その平均をとって算定を行い、平成 17 年度まで固定することとした。

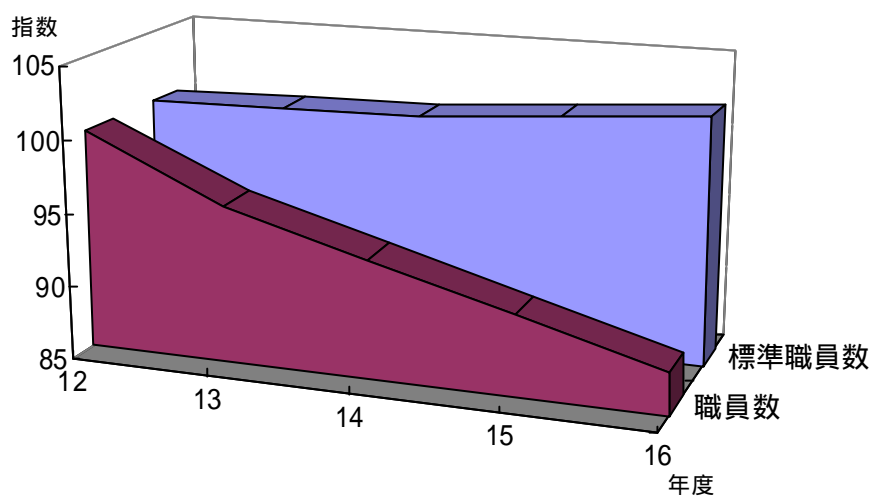
この推計されたごみ量の水準を実績で検証すると、実績が推計を 7 % 程度下回っている。

平成 18 年度以降の経費については、こうしたごみ量の減を踏まえて、基準財政需要額の算定が行われる必要がある。

また、清掃部門の職員についても、標準職員数と実際の職員数に乖離があることから、これを見直す必要がある。

平成 12 年度以降、職員定数が減少しているものの、特別区財政調整交付金の算定の基礎となる標準職員数の見直しが進んでいないことから、人件費が過大になっている。

職員数と標準職員数の推移



* 地方公共団体定員管理調査(総務省)による。

* 清掃部門を除く

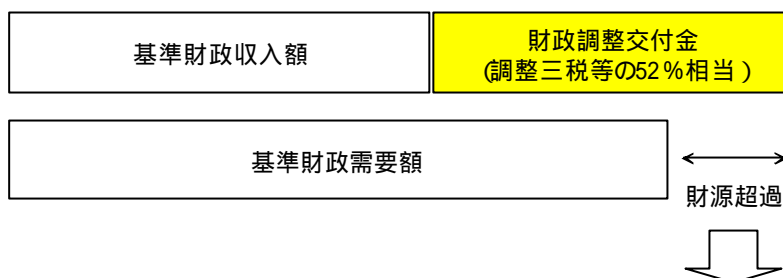
特別区における職員数は減少を続けており、平成 12 年度と比較して、平成 16 年度では、1 割以上減少している。一方、都区財政調整における基準財政需要額算定上の職員数(標準職員数)は微増となっている。

算定上の職員数と実際の職員数の乖離の見直しを実施することは、都区間で既に合意されている。

算定上の職員数と実際の職員数の乖離により、需要算定が過大な状態となっていることから、今回の協議において、見直しを行う必要がある。

特別区財政調整交付金の算定において、大幅な財源超過が生じている。

都区財政調整における財源超過



(単位 億円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	平均
財源超過額	623	177	144	379	617	388

なお、平成16年度の財調フレームにおいては、所得譲与税を算入していない。平成16年度の財源超過額は617億円であるが、所得譲与税136億円を加えると、753億円となる。この場合の5年間の平均は、415億円になる。

平成12年度以降、交付金総額（調整三税等の条例で定める割合(52%)）と財源不足額（基準財政需要額 - 基準財政収入額）との間で差額が生じている。

財源超過が生じる理由は、税収の動向や基準財政需要額の算定など、制度上の問題として、歳入・歳出両面から発生するものである。

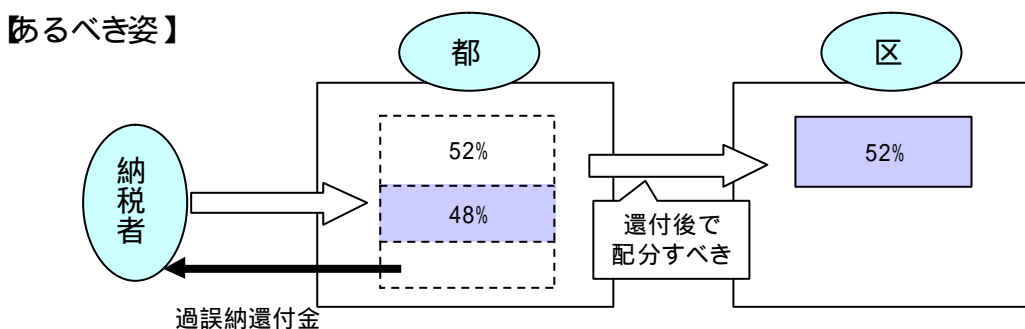
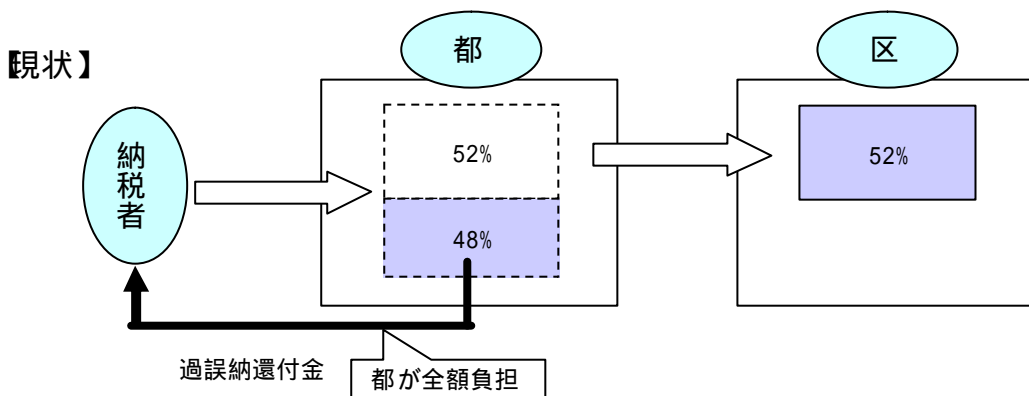
調整三税等が、都と特別区双方の財源であることから、今後生じる新規需要への対応に当たっては、このような実態を踏まえて、適切な財源配分を考えていく必要がある。

特別区が負担すべき過誤納還付金について、都が肩代わりをしている。

調整三税に係る過誤納還付金は、全額が都の負担とされている。過誤納金の還付により、実質的に交付金の原資が減少しているにもかかわらず、特別区に対する交付金が減額されることはない。

現状では、過誤納還付金の52%相当分が、区に対して過大交付となっており、事実上、都が、特別区の負担すべき過誤納還付金を肩代わりしている。

また、都は、国に対して制度改革を働きかけているが、過誤納還付金の取扱いが不合理な状況にあることは、都区財政調整協議会の場でも確認されており、今後、協議を進めていくこととされている。



過誤納還付金の推移

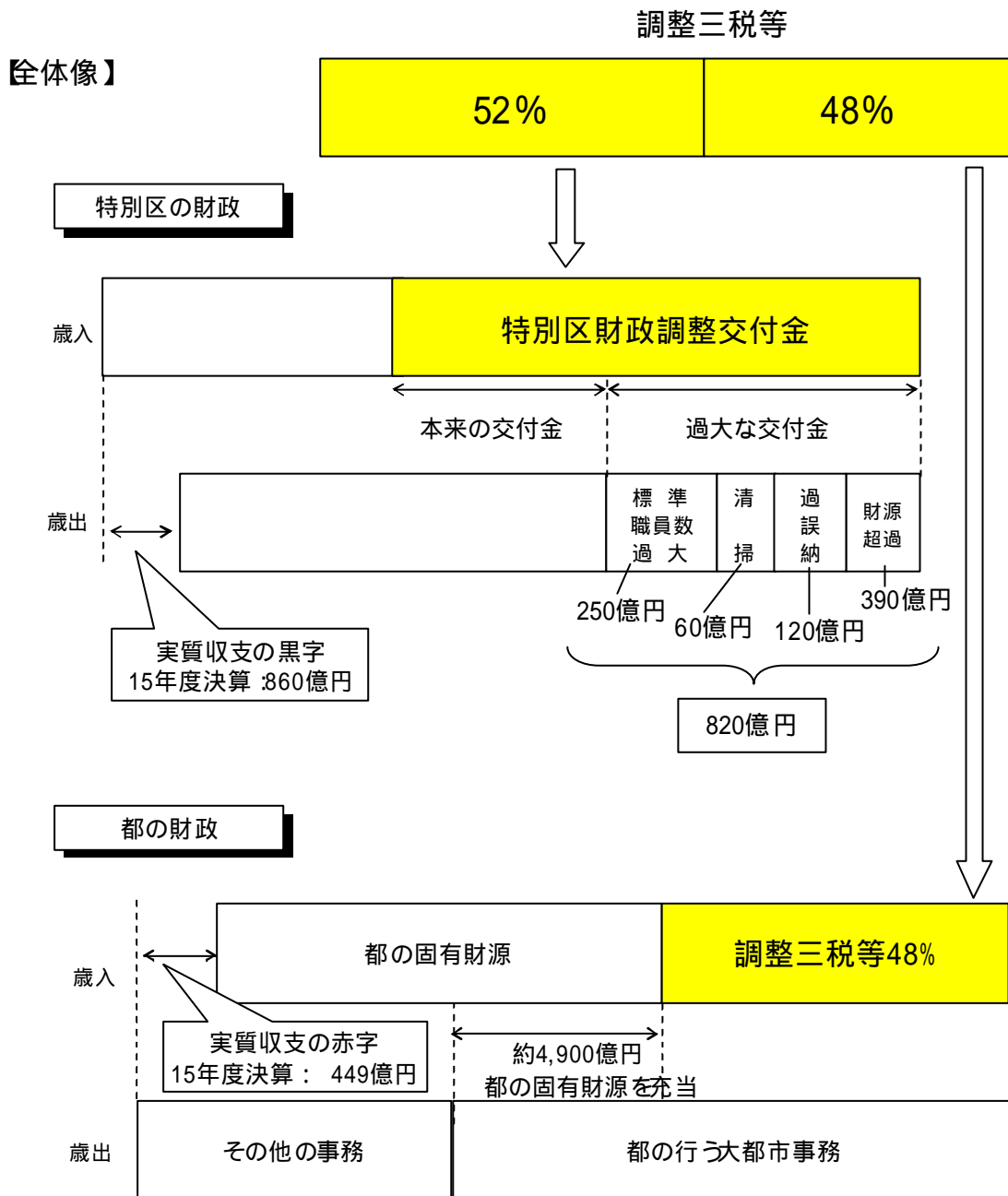
(単位:億円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	平均
過誤納還付額	178	203	301	244	232
うち特別区の配分割合相当分	93	106	157	127	121

2.2.3 都の行う大都市事務と調整三税等

調整三税等の配分割合について、都が行う大都市事務の財源は、現行の配分割合では不足している一方で、特別区に対しては、過大な交付を行っている。

都は、首都東京に相応しい行政水準を確保するため、都の固有財源を充当し、大都市事務を実施している。



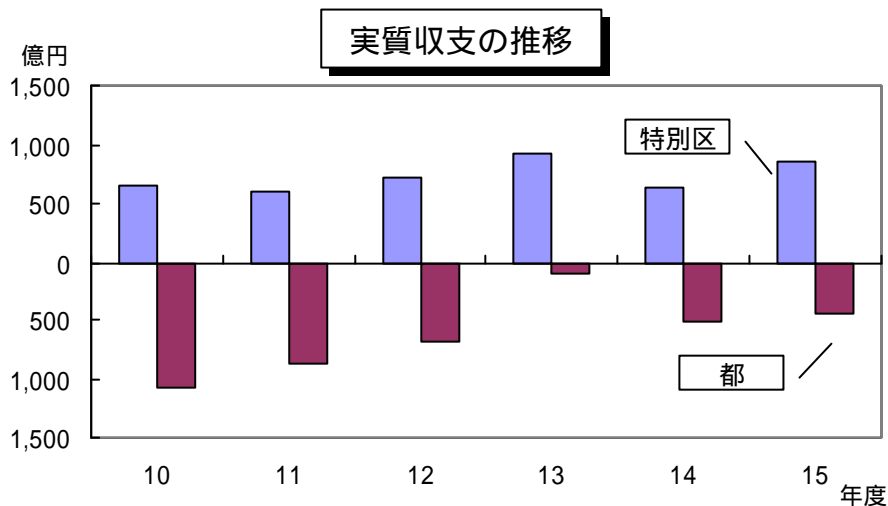
- * 特別区と都の実質収支は、ともに普通会計ベースである。
- * この図は、特別区及び都の財政と調整三税等の関係をイメージしたものである。

2.3 数値でみる特別区の財政状況

2.3.1 各種指標でみる特別区の状況

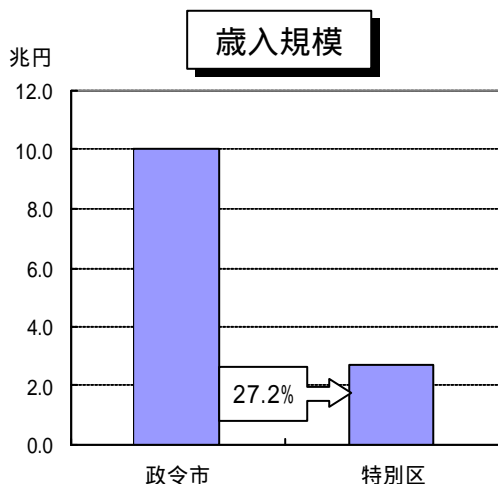
特別区を一体的な大都市として見た場合、特別区と政令市の財政状況を各種財政指標で比較すると、特別区は全体的に良好な状態にあり、より弾力的に住民サービスを行うだけの体力があるといえる。

都の実質収支は、平成10年度以降大幅な赤字が続いている一方で、特別区の実質収支は、全ての団体に黒字になっている。



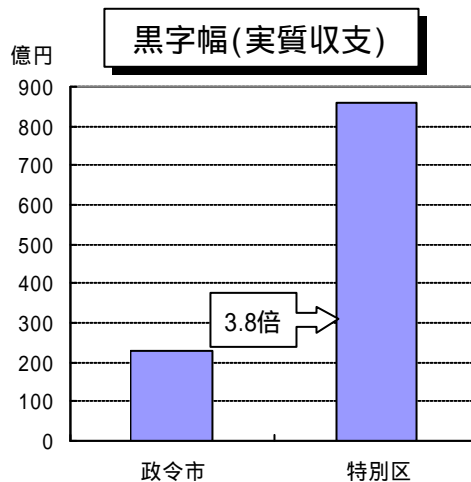
* 平成15年度決算の状況(東京都財務局)、平成15年度特別区決算状況(東京都財務局)による。

実質収支について政令市と比較してみると、特別区の歳入総額(23区)が、政令市(13団体)の歳入総額の約3割であるにもかかわらず、実質収支の黒字幅は、約4倍になっている。



* 地方財政の状況(総務省)、特別区決算状況(東京都財務局)による。

* 平成15年度決算である。

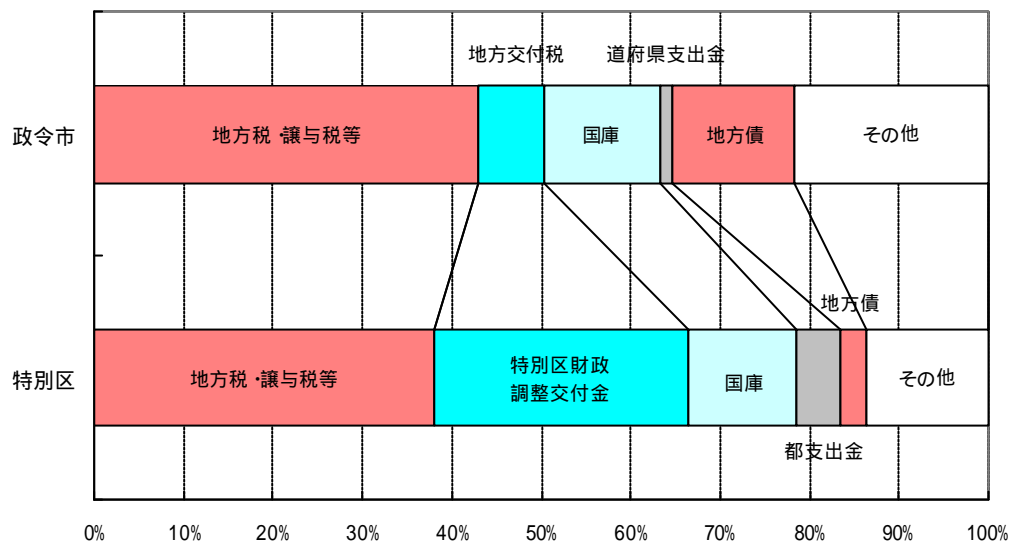


* 地方財政の状況(総務省)、特別区決算状況(東京都財務局)による。

* 平成15年度決算である。

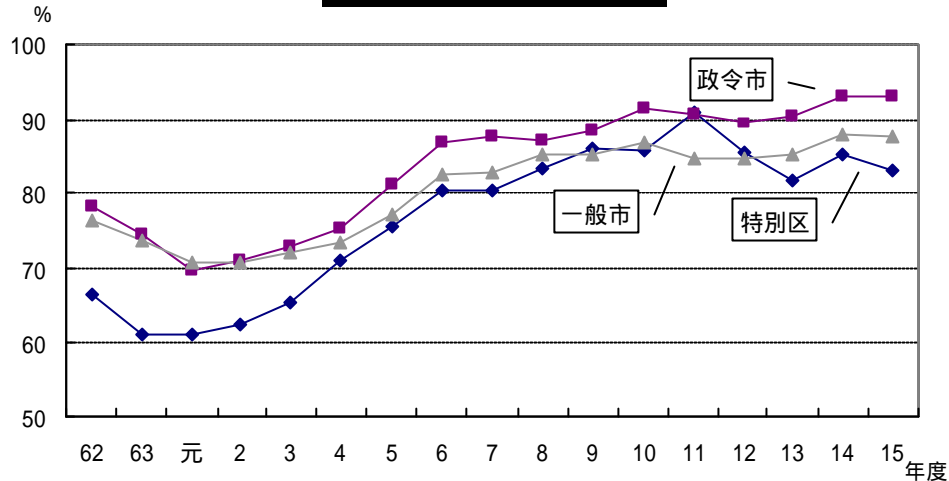
特別区は政令市と比較して、手厚い都(道府県)支出金を受けていることや、地方債に頼らない財政運営が行われていることが特徴としてあげられる。

歳入構造の比較（平成 15 年度普通会計決算）



経常収支比率についてみると、バブル崩壊以降、政令市が増減しながらも右肩上がりに上昇し、平成13年度以降90%を超えているのに対して、特別区は概ね80~85%の間で推移している。

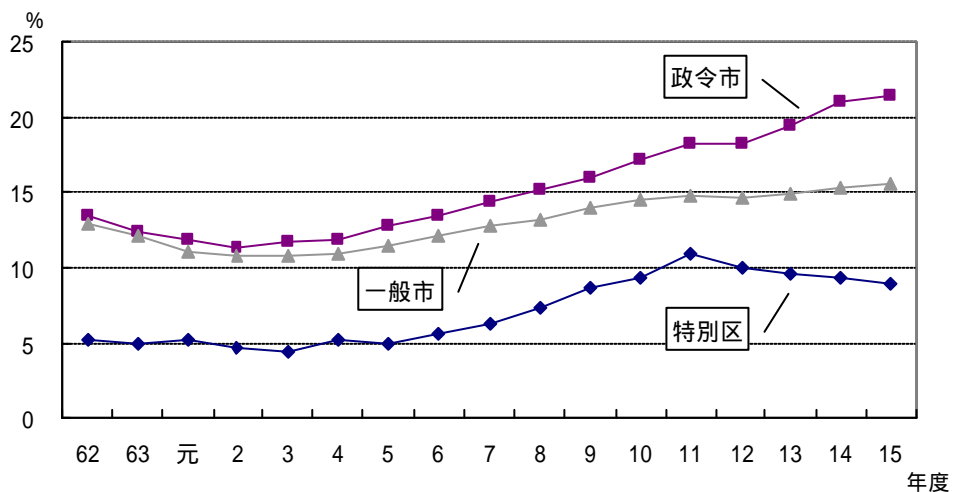
経常収支比率の推移



- * 地方財政の状況(総務省)、特別区決算状況(東京都総務局)による。
- * 一般市は、政令市、中核市及び特例市を除いた市である。
- * 各数値は加重平均値である。
- * 減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた率である。

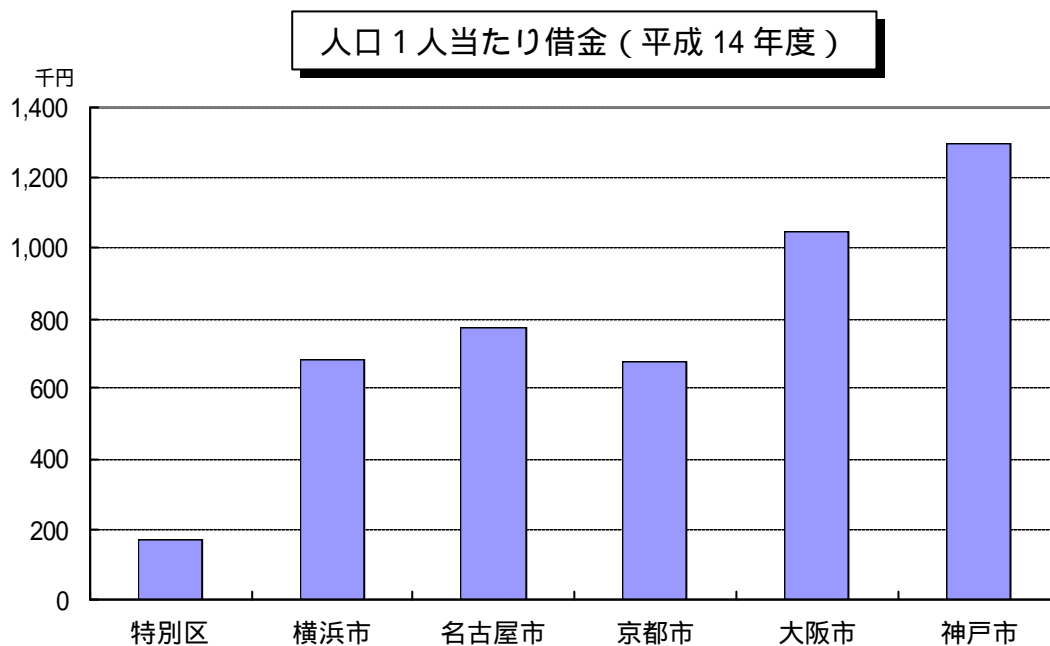
公債費負担比率は、特別区が政令市の半分前後で推移している。政令市は特に平成14年度以降20%を超えるなど、厳しい財政状況にある。

公債費負担比率の推移



- * 地方財政の状況(総務省)、特別区決算状況(東京都総務局)による。
- * 一般市は、政令市、中核市及び特例市を除いた市である。
- * 各数値は加重平均値である。

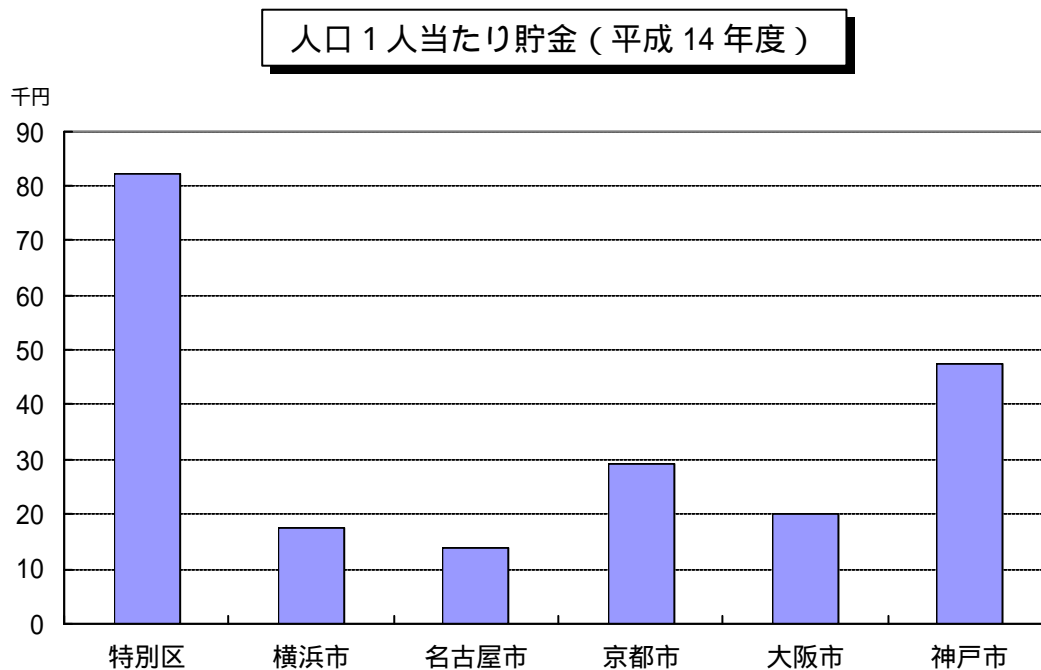
借金（地方債残高）について、人口1人当たりで比較すると、特別区は5大市と比較して少ない。



* 地方債残高は、「特別区決算状況」（東京都総務局）及び「地方債月報 別冊 都道府県及び政令指定都市別財政状況」（財）地方債協会による。

* 人口は、平成15年3月31日現在の住民基本台帳登録人口である。

貯金（基金残高）について、人口1人当たりで比較すると、特別区は5大市と比較して多い。



* 基金残高は、「特別区決算状況」（東京都総務局）及び「地方債月報 別冊 都道府県及び政令指定都市別財政状況」（財）地方債協会による。

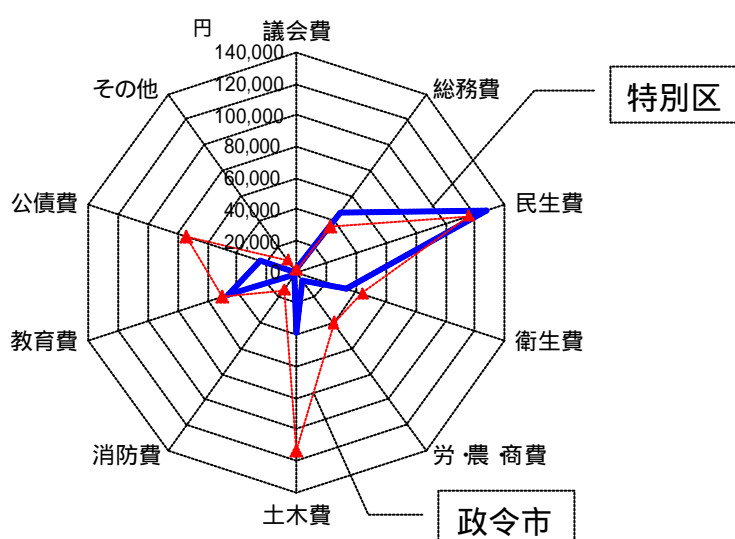
* 人口は、平成15年3月31日現在の住民基本台帳登録人口である。

2.3.2 歳出構造における政令市との比較

特別区と政令市の歳出の内容を比較すると、特別区の特徴が浮かび上がる。

平成 14 年度の普通会計決算をもとに政令市と比較すると、両者の事務の範囲が異なることから、特別区の歳出は、民生費が中心になっていることがわかる。

人口 1 人あたり目的別歳出額



民生費の人口 1 人あたり歳出額は、政令市が府県事務（児童関係等）を行っているにもかかわらず、特別区が政令市を上回っている。

人口 1 人あたり民生費の比較

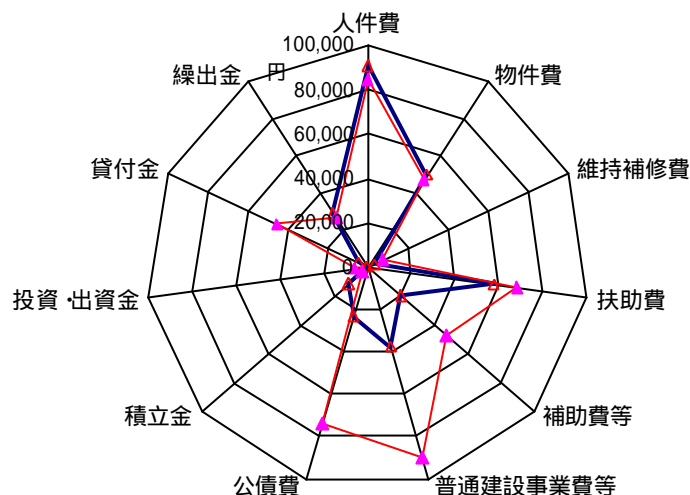
(単位：円)

区分	特別区	政令市	中核市	特例市	都市
民生費	127,279	115,827	88,589	85,151	79,588
社会福祉費	33,500	29,398	21,457	20,867	21,078
老人福祉費	22,336	19,477	20,828	15,717	13,706
児童福祉費	38,640	30,280	24,315	27,135	24,311
生活保護費	32,795	36,626	21,980	21,254	20,489

* 中核市、特例市及び都市は「類似団体別市町村財政指数表」(総務省)に基づき、特別区に近い団体類型を抽出して比較したものである。

人口1人当たり歳出額を性質別にみると、人件費の割合が高いことがわかる。

人口1人当たり性質別歳出額



人口1人当たり歳出額の比較

(単位:円、%)

区 分	特別区			政令市		
	歳出合計	人件費	人件費割合	歳出合計	人件費	人件費割合
人口1人当たり歳出額	327,231	90,718	27.7	498,962	84,699	17.0

総務省・地方公共団体定員管理調査をもとに特別区と政令市の人口千人当たりの職員数（平成16年4月1日現在）を比較すると、政令市は、府県事務の一部を行っている。

特別区の区域であれば、都が行っている事務（大都市事務）について、自ら行っている。

にもかかわらず、特別区の方が、政令市よりも職員数が多い。

人口千人当たり職員数の比較

(単位:人)

区 分	特別区	政令市	差	
一般行政部門	一般管理	2.54	2.59	0.05
	福祉	3.32	1.41	1.91
	保育	1.95	0.63	1.32
	衛生	1.22	1.31	0.09
	小計	4.54	2.72	1.82
計 A	7.08	5.31	1.77	
特別行政部門	教育	1.54	1.55	0.01
	消防	0.00	1.04	1.04
	計 B	1.54	2.59	1.05
普通会計 (A+B)	8.62	7.90	0.72	

(参考) 人口千人当たりの職員数 中核市 :7.22人、特例市 :6.92人、都市 :6.65人

2.4 特別区都市計画交付金

特別区都市計画交付金は、特別区が行う都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的とした「奨励的補助金」であり、今後も適切に制度を運用していくことが必要である。

都市計画税は、都市基盤の整備に活用する目的税であり、都が、特別区の区域において、下水道、街路などの都市環境の整備において中心的な役割を果たしてきたことから、都税とされてきた。

都区制度改革においても、街路や都市高速鉄道をはじめとする交通施設などの整備事業の多くが、広域的視野から今後とも都によって事業展開されることから、都市計画税は、引き続き都税とされた。

都市計画税は、都税であり、調整三税とは性格が異なることから、「一定割合を配分する」という考え方はなじまない。

【特別区の区域における都市計画税】

都は、その特別区の存する区域において、目的税として、都市計画税を課することができる。この場合においては、都を市とみなして市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。
(地方税法第735条による)

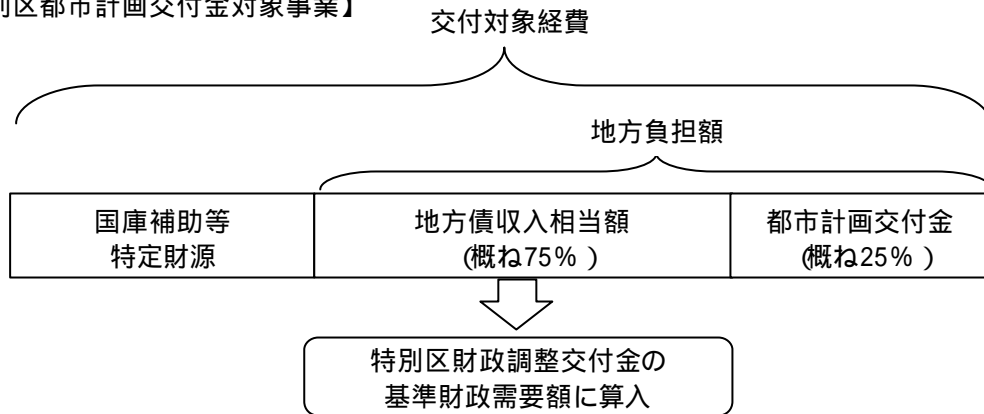
一方、特別区都市計画交付金は、臨時的・特例的な大規模需要に対応する財政措置として制度が創設された。また、これまで特別区が行う大規模な都市計画事業の円滑な促進に寄与してきた。

《特別区都市計画交付金対象事業》

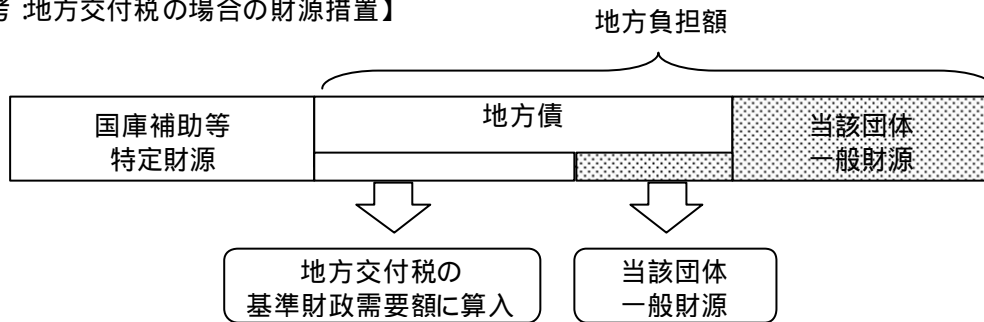
都市計画道路整備事業
都市計画公園整備事業(2ha以上10ha未満)
連続立体交差事業(都施行事業に対する負担金)
市街地再開発事業(将来管理者負担金)
土地区画整理事業
火葬場整備事業

交付金対象事業の財源割合

【特別区都市計画交付金対象事業】



【参考 地方交付税の場合の財源措置】



地方交付税では、地方負担額の一部しか交付税措置を受けることができないが、特別区の場合、特別区都市計画交付金または特別区財政調整交付金によって、地方負担額の財源が全額確保されている。

特別区都市計画交付金のあり方については、特別区の区域において都市計画税が都税と位置付けられている経緯を踏まえた上で、補助の目的・効果の視点から議論する必要がある。

2.5 今後の都と特別区における課題

大都市財源である調整三税等を最大限に活用し、首都東京の発展と住民サービスの向上を実現していくためには、都と特別区が自らの責任において、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

行政は、住民に対して中長期的に安定した行財政運営を行っていかねばならない責務がある。

今後の東京における大都市経営にあっては、国際競争力の強化、首都機能の維持・拡充、立ち遅れた社会資本の整備は不可欠である。

また、急激に進行する少子高齢化に対する的確な福祉サービスの提供など、喫緊の課題の解決に向けた取組が求められている。

特別区による基礎的な行政サービスの充実の必要性を否定するものではない。しかし、それだけでは、東京のさらなる発展と真の住民サービスの向上は実現できないのも事実である。

これからは、社会経済構造の変化などにより、高度経済成長期のような右肩上がりの経済成長は期待できない。

都は、財政再建団体への転落が懸念される中、内部努力や施策の見直しなど不断の取組を行い、強固で弾力的な財政基盤の確立に努めることにより、首都東京に真に必要な大都市事務に対する財源を確保してきた。

今後の都と特別区は、首都である東京がこれらの喫緊の課題に的確に対応し、これからも中長期的に安定した行政サービスを提供していくために、責任を持ってそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。

このためには、都と特別区が、それぞれの立場で効率的に行財政運営を行い、必要な財源を生み出しつつ、調整三税等を適切に配分し、それを最大限に活用していかなければならない。

補助金一覧

東京都は、補助金関係事業の執行体制等を改善するため、平成14年6月、総務局人事部長を委員長とする「補助金関係事務適正化委員会」を設置しました。

委員会は、同年8月、具体的な方策をとりまとめた「補助金関係事務適正化委員会報告書」を作成、その中で、財務局は補助金総覧（仮称）を作成しデータベース化することとされました。（下記参照）

財務局では、報告書に基づき、補助金に関する調査を行い、このたび、平成17年度予算ベースで補助金一覧をとりまとめました。

「補助金関係事務適正化委員会報告書」抜粋

- 1 補助金総覧の作成

現在、都の補助金の全体をまとめたものは存在しない。このため、都にどのような補助金があるのか、分かりにくくなっている。

都の補助金の全体を把握し、透明性を確保するとともに、その整理合理化を進め、行政の簡素・効率化を目指すため、財務局において補助金総覧（仮称）の作成を行い、データベース化する。

補助金一覧における「補助金」の定義

補助金一覧では、予算上の節「負担金補助及交付金」に含まれる全事業の経費から、以下に該当するものを除き、「補助金」として整理しています。

(「補助金」に該当しないもの)

- (1) 地方消費税交付金など税の一定割合を区市町村に交付する経費(税連動経費)
- (2) 国有資産等所在市町村交付金、政務調査費など公課金、実費弁償金等に相当する経費
- (3) 個人都民税徴収取扱費など事務事業の委託金に相当する経費
- (4) 相当の反対給付を受けていると認められる経費

《表記上の注意》

- 1 平成17年度予算額については、表示単位未満を四捨五入しています。ただし、予算額が100万円未満のものは、小数点以下第1位まで表示しています。(小数点以下第2位を四捨五入。また5万円未満のものは0.1百万円と表記。)
- 2 都の負担割合が「0」となっているものは、都の歳出の財源として全額国庫支出金などが充当されているものです。
また、区市町村に対する財源補完のための補助金や定額の補助金など、都の負担割合が設定されていないものについては、都の負担割合は「10/10」として整理しています。

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
1	知事	首都移転反対活動の展開	10/10	5
2	知事	治安対策の推進	1/3	120
3	総務	新世代地域ケーブルテレビの整備	0	186
4	総務	厚生資金利子補給	10/10	30
5	総務	人権啓発相談	0	32
6	総務	(財)東京都人権啓発センター運営費補助	10/10	134
7	総務	人権関係諸集会	10/10	4
8	総務	環境改善償還金補助	10/10	226
9	総務	(財)小笠原協会補助	8/17	4
10	総務	市町村振興交付金	10/10	7,000
11	総務	市町村調整交付金	10/10	21,000
12	総務	三宅島災害復旧・復興特別交付金	10/10	1,000
13	総務	特別区都市計画交付金	10/10	16,000
14	総務	特別区清掃事業臨時特例交付金	10/10	24
15	総務	多摩島しょ底力発揮事業交付金	1/2	500
16	総務	市町村振興宝くじ交付金	10/10	7,544
17	総務	(財)東京都島しょ振興公社貸付等	10/10	299
18	総務	生活物資輸送費補助	3/10～10/10	68
19	総務	旧島民帰島引越輸送費補助	10/10	0.2
20	総務	定期航路補助	1/2	63
21	総務	小笠原航路改善費補助	1/2	16
22	総務	応急対策	10/10	10
23	総務	石油貯蔵施設立地対策等交付金	0	6
24	総務	市町村消防指導	4/5	6
25	総務	消防施設整備費補助	1/3	16
26	総務	統計調査員確保対策	0	4
27	総務	住民基本台帳等人口調査	10/10	21
28	総務	学校基本調査(国費)	0	2
29	総務	平成17年国勢調査本調査	0	6,920
30	総務	工業統計調査	0	124
31	総務	商業動態統計調査	0	9
32	総務	平成18年事業所・企業統計調査試験調査	0	2
33	総務	平成18年事業所・企業統計調査調査区設定	0	10
34	財務	主計事務	10/10	3
35	財務	公営企業会計支出金	10/10	224,197
36	主税	主税局管理及び庁舎維持管理	10/10	48
37	生文	局管理事務費	10/10	10
38	生文	違法駐車対策	1/2	13
39	生文	市民活動の推進	1/2～10/10	113
40	生文	心の東京革命地域いきいき補助	10/10	18
41	生文	心の東京革命推進協議会(青少年育成協会)補助	10/10	10
42	生文	普及啓発事業	1/2	5
43	生文	生活協同組合の育成指導	1/2	5
44	生文	東京都生活協同組合設備資金利子補助事業	10/10	14
45	生文	公衆浴場施設確保資金利子補助	10/10	9
46	生文	公衆浴場設備資金等利子補助	10/10	21
47	生文	公衆浴場改築資金利子補助	10/10	61
48	生文	公衆浴場省エネルギー設備資金利子補助	10/10	0.5
49	生文	公衆浴場多角化資金利子補助	10/10	40
50	生文	公衆浴場施設存続資金利子補助	10/10	16

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
51	生文	下水道料金補助	10/10	192
52	生文	公衆浴場利用促進事業補助	1/2	22
53	生文	確保浴場融資利差補助	10/10	7
54	生文	健康増進型公衆浴場改築支援事業	1/4	240
55	生文	公衆浴場改善資金利子補助	10/10	16
56	生文	消費生活情報体制整備交付金	0	39
57	生文	消費者月間事業分担金	10/10	6
58	生文	計量改善指導	10/10	0.5
59	生文	文化振興施策の企画調整	10/10	30
60	生文	文化施設省エネルギー対策事業	10/10	20
61	生文	トーキョーワンダーサイト補助金	10/10	95
62	生文	東京国際映画祭 コンペティション部門共催分担金	10/10	30
63	生文	ショートショートフィルムフェスティバル	10/10	35
64	生文	都民芸術フェスティバル助成	10/10	145
65	生文	参加・体験型プログラム助成	10/10	35
66	生文	公共空間の開放	10/10	36
67	生文	隅田川花火大会助成	10/10	35
68	生文	地区花火大会助成	10/10	3
69	生文	東京のオペラの森協賛事業分担金	10/10	20
70	生文	駐留軍従業員離職対策	10/10	0.1
71	生文	地域国際化協会補助	10/10	32
72	生文	国際交流事業助成	10/10	50
73	生文	東京都歴史文化財団委託・運営費補助	10/10	834
74	生文	私立高等学校経常費補助	1/2	60,971
75	生文	私立中学校経常費補助	1/2	22,406
76	生文	私立小学校経常費補助	1/2	6,389
77	生文	私立幼稚園経常費補助	1/2	13,336
78	生文	私立盲ろう養護学校等経常費補助	0~10/10	584
79	生文	私立通信制高等学校経常費補助	0~10/10	241
80	生文	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	0	9
81	生文	私立高等学校定時制教育振興費補助	10/10	18
82	生文	私立高等学校等特別奨学金補助	10/10	2,782
83	生文	私立高等学校等交通遺児等授業料減免事業費補助	0~10/10	3
84	生文	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	10/10	4,707
85	生文	私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	10/10	11
86	生文	私立専修学校教育設備等整備費補助	10/10	325
87	生文	私立学校教育研究費補助	10/10	63
88	生文	私立学校教育振興資金融資利子補給	10/10	494
89	生文	私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	10/10	79
90	生文	私立幼稚園教育振興事業費補助	1/2	2,881
91	生文	私立幼稚園障害児教育事業費補助	10/10	94
92	生文	私立専修学校教育振興費補助	44/100	438
93	生文	私立専修学校障害児教育事業費補助	10/10	55
94	生文	私立外国人学校教育運営費補助	10/10	94
95	生文	産業教育施設設備整備費補助	1/3	76
96	生文	理科教育施設設備整備費補助	1/4	21
97	生文	私立学校安全対策促進事業費補助	1/3	700
98	生文	私立幼稚園預かり保育推進補助	10/10	262
99	生文	私立高等学校都内生就学促進補助	10/10	593
100	生文	私立学校退職手当補助	36/1000	4,039

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
101	生文	私立学校教職員共済費補助	8/1000	1,525
102	生文	私立専修学校第三者評価等促進事業	1/2	10
103	生文	育英資金事業	0~10/10	880
104	都整	土地利用転換推進計画等補助事業	0	3
105	都整	土地利用調整計画策定補助	0	2
106	都整	「利根川・荒川水源地域対策基金」等事業費負担金	140/1000~355/1000	733
107	都整	土地取引の規制事務等	10/10	8
108	都整	国土調査	1/4	433
109	都整	都市高速鉄道建設助成	7/25	18,305
110	都整	バス事業助成	1/5~1/2	50
111	都整	運輸事業振興助成交付金	10/10	1,301
112	都整	京急蒲田駅総合改善事業費補助	37/500	57
113	都整	日暮里駅総合改善事業費補助	3/20	647
114	都整	堆積土砂排除事業補助	152/1000	150
115	都整	地下駅火災対策施設整備事業	1/3	2,178
116	都整	都市再生交通拠点整備事業	1/3	40
117	都整	市町村下水道事業補助	1/40~9/400	244
118	都整	防災都市づくり促進事業(旧防災生活圏促進事業)	2/9~1/2	124
119	都整	防災都市づくり促進事業(旧都市防災不燃化促進事業)	1/4~1/2	187
120	都整	住環境整備助成事業	1/6~1/2	1,936
121	都整	土地区画整理事業	1/4~10/10	5,919
122	都整	新都市建設公社助成	1/2~10/10	1,818
123	都整	市街地再開発事業助成	1/8~1/2	5,091
124	都整	管理(都市改造)	4/9~10/10	12,403
125	都整	住宅建設対策	10/10	4,767
126	都整	市街地建築に関する管理事務	1/3	1
127	都整	景観形成事業	1/2	18
128	都整	建築物動態統計事務	0	1
129	都整	建築行政交付金	10/10	25
130	都整	セーフティローンあっせん制度	10/10	0.8
131	都整	区市町村住宅供給助成事業	1/6~10/10	2,029
132	都整	都市居住再生促進事業	1/6	518
133	都整	優良民間賃貸住宅供給助成	1/2~10/10	8,140
134	都整	民間住宅助成	1/2~10/10	1,707
135	都整	公社都民住宅供給助成事業	1/2~10/10	8,530
136	都整	民間活用都民住宅供給助成	1/3~10/10	8,431
137	都整	都市型民間賃貸住宅	1/3	225
138	都整	東京都住宅供給公社貸付及補助事業	1/3~10/10	1,804
139	環境	電源立地地域対策交付金	0	14
140	環境	公立学校運動場芝生化補助	1/2~10/10	1,000
141	環境	設備改善等資金(中小企業向け)過年度分	1/2~2/3	11
142	環境	太陽光発電システム設置資金(個人向け)過年度分	1/2	6
143	環境	地域環境対策	10/10	27
144	環境	東京国際空港周辺テレビ受信料補助	1/20	51
145	環境	CNG車導入補助	1/2	50
146	環境	天然ガススタンドの設置補助	1/2	20
147	環境	粒子状物質減少装置の補助	1/2	713
148	環境	環境保全資金融資あっせん(現年度分)	1/2~2/3	124
149	環境	新特別融資あっせん	1/2~2/3	2,174
150	環境	環境保全資金融資あっせん(過年度分)	1/2~2/3	379

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
151	環境	環境対策資金融資	2/3	0.2
152	環境	特別融資あっせん	1/2～2/3	141
153	環境	自動車低公害化促進資金	1/2～2/3	45
154	環境	クリーンエネルギー車購入資金	1/2	0.3
155	環境	保証債務履行補助	30/100	23
156	環境	地下水保全対策	1/3	6
157	環境	保全地域指定協力奨励金	10/10	12
158	環境	森林病害虫防除(公)	1/4	2
159	環境	松枯れ予防重点地域対策	1/2	5
160	環境	島しょ地区松林保護緊急整備	55/100	17
161	環境	エダシヤク類防除等	55/100	2
162	環境	合併処理浄化槽設置補助	1/4～1/2	41
163	環境	PCB 廃棄物処理基金	10/10	190
164	環境	ごみ減量化促進対策事業費の補助	1/2	14
165	環境	廃棄物処理施設整備費の補助	1/3～3/8	497
166	環境	島しょ地域焼却灰の島外搬出事業の補助	1/2	10
167	環境	医療廃棄物適正処理モデル事業補助	1/2	17
168	福保	福祉サービス総合支援事業	1/2	68
169	福保	社会福祉法人経営改革推進事業	10/10	14
170	福保	福祉サービス第三者評価システム	10/10	139
171	福保	福祉NPO等運営強化支援事業	10/10	21
172	福保	東京都福祉改革推進事業	1/2	8,500
173	福保	福祉情報総合ネットワーク	10/10	98
174	福保	東京都社会福祉事業団に対する補助	2/3～10/10	634
175	福保	東京都高齢者研究・福祉振興財団に対する補助	10/10	317
176	福保	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助	10/10	2,020
177	福保	福祉情報提供事業	1/2～10/10	155
178	福保	東京都社会福祉協議会一般運営費補助	10/10	121
179	福保	(財)東京都医学研究機構の運営	10/10	4,090
180	福保	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	3/4	72
181	福保	三歳児歯科健診	1/3～1/2	16
182	福保	乳幼児歯科相談	1/2	54
183	福保	1歳6ヶ月歯科健診	1/3	5
184	福保	心身障害児(者)施設歯科診療事業運営費補助	1/2	11
185	福保	心身障害児(者)施設歯科診療事業(民間病院等)運営費補助	1/2	5
186	福保	歯科保健意識の向上	10/10	4
187	福保	歯科医療連携推進事業	1/3	69
188	福保	歯周疾患改善指導事業	1/3～2/3	25
189	福保	休日急病診療事業	2/3	233
190	福保	休日歯科応急診療事業補助	2/3	82
191	福保	小児初期救急平日夜間診療運営費補助事業	1/2	175
192	福保	小児初期平日夜間整備事業	1/2	41
193	福保	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金	2/3	63
194	福保	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金(小児)	2/3	50
195	福保	救命救急センター運営費補助事業	1/3～1/2	1,294
196	福保	救命救急センター施設整備費補助事業	1/3	287
197	福保	災害拠点病院応急資器材整備事業	10/10	50
198	福保	災害拠点病院整備費補助金	1/3	296
199	福保	へき地医療運営費等補助金	1/3～10/10	262
200	福保	情報開示・地域医療連携推進モデル事業	1/2	36

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
201	福保	遠隔医療事業	0	5
202	福保	地域がん診療拠点病院事業	1/2	2
203	福保	市町村公立病院運営事業補助金	10/10	3,274
204	福保	公的病院特殊診療部門運営費補助金	1/3	36
205	福保	市町村公立病院整備事業費償還補助金	10/10	556
206	福保	医療施設近代化施設整備費補助	1/6	2,105
207	福保	医療機器管理室施設整備事業	1/3	31
208	福保	介護療養型医療施設設備整備費補助金	1/2	9
209	福保	民間病院病床整備資金利子補助金	1/2	66
210	福保	財団法人東京都保健医療公社運営費補助金	10/10	6,478
211	福保	看護師等養成所運営費補助金	1/2	793
212	福保	看護師等養成所施設整備事業補助金	1/4	220
213	福保	歯科衛生士養成所整備事業	0	37
214	福保	院内保育事業運営費補助金	1/3	189
215	福保	看護師宿舍施設整備費補助金	1/3	313
216	福保	看護師勤務環境改善施設整備費補助金	1/3	76
217	福保	医師臨床研修病院研修環境整備事業	1/3	41
218	福保	医学技術振興事業補助金	10/10	82
219	福保	地域保健サービス体制の整備	1/2	500
220	福保	健康手帳	1/3	4
221	福保	健康教育	1/3	32
222	福保	健康相談	1/3	43
223	福保	健康診査	1/3 ~ 2/3	4,613
224	福保	機能訓練	1/3	102
225	福保	訪問指導	1/3	42
226	福保	生活習慣改善指導推進事業	1/3 ~ 1/2	117
227	福保	骨粗しょう症予防対策	1/2	6
228	福保	栄養改善普及事業	10/10	1
229	福保	糖尿病予防自己管理支援モデル事業	1/2	8
230	福保	マンモグラフィ検診事業	1/2	347
231	福保	難病・特殊・老人医療費助成	10/10	2
232	福保	居宅生活支援事業	0 ~ 1/4	15
233	福保	在宅難病患者医療機器貸・整備事業	10/10	19
234	福保	腎臓移植組織適合性検査費助成	10/10	0.9
235	福保	献血広報費補助	1/2	4
236	福保	献血者登録推進事業	1/2	1
237	福保	血液センター整備費補助	10/10	10
238	福保	被爆者の子に対する医療費助成	10/10	0.1
239	福保	老人医療費の助成	1/6 ~ 1/3	53,207
240	福保	ひとり親家庭医療費助成事業補助	1/2 ~ 2/3	3,007
241	福保	乳幼児医療費助成事業補助	1/2	9,599
242	福保	災害援護資金の利子補給	2/5 ~ 4/5	0.6
243	福保	三宅島災害被災者帰島生活再建支援金	10/10	1,350
244	福保	生活保護費(特別区市に対する都負担金)	1/4	19,864
245	福保	被保護者自立促進事業	10/10	993
246	福保	健全育成事業	10/10	100
247	福保	民間社会福祉施設サービス推進費補助(保護施設)	10/10	1,278
248	福保	行旅病人及死亡人取扱費都負担金	10/10	78
249	福保	自立支援センターの運営	1/4 ~ 1/2	625
250	福保	要保護者に対する応急援護事業	1/4 ~ 1/2	30

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
251	福保	更生施設利用者等自立生活援助事業	1/2	6
252	福保	路上生活者緊急一時保護事業補助	1/4～1/2	699
253	福保	南方地域戦没者追悼式	10/10	0.9
254	福保	戦跡慰霊巡拝	1/3	0.8
255	福保	戦傷病者援護事業	10/10	0.8
256	福保	中国帰国者日本語指導事業補助	1/2	3
257	福保	地域福祉推進支援事業補助	1/2	3
258	福保	福祉施設経営指導事業補助	1/2	9
259	福保	生活福祉資金事務費補助等	1/2	149
260	福保	生活福祉資金(特例措置)利子補給	10/10	4
261	福保	地域福祉権利擁護事業	1/2	274
262	福保	苦情対応事業	1/2	10
263	福保	区市町村社会福祉協議会等に対する補助	1/2	133
264	福保	社会福祉施設職員退職手当共済事業補助	1/3	1,894
265	福保	東京善意銀行運営費補助	10/10	27
266	福保	いのちの電話事業補助	10/10	2
267	福保	更生保護事業補助	10/10	3
268	福保	法律扶助協会運営費補助	1/2～10/10	46
269	福保	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業助成	1/3	252
270	福保	だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業助成	1/2	4
271	福保	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業	1/2	400
272	福保	地域福祉推進事業補助	1/2	356
273	福保	地域福祉振興事業補助	10/10	377
274	福保	東京都社会福祉総合学院の整備費補助	10/10	303
275	福保	民生委員の活動等	10/10	1,131
276	福保	山谷地域道路特別清掃事業補助	1/2	43
277	福保	越年越冬対策	10/10	0.4
278	福保	(財)城北労働・福祉センターに対する補助	10/10	781
279	福保	貯蓄あっせん事業清算事務費補助	10/10	6
280	福保	鉄道駅エレベーター等整備事業	1/2	451
281	福保	保護施設整備事業	1/4	20
282	福保	高額医療費共同事業負担金	1/4	6,241
283	福保	保険基盤安定負担金	3/4	16,292
284	福保	財政調整交付金	10/10	36,808
285	福保	国保・区市町村に対する補助	10/10	5,287
286	福保	国民健康保険組合に対する補助	10/10	7,168
287	福保	国民健康保険団体連合会に対する補助	10/10	1,792
288	福保	国民健康保険広域化等支援基金	10/10	0.1
289	福保	国民健康保険直営診療施設等施設整備助成	1/3	17
290	福保	介護保険給付費負担金	1/8	67,681
291	福保	財政安定化基金貸付金・交付金	10/10	19
292	福保	低所得者特別対策事業	1/4～1/2	640
293	福保	国保連合会苦情処理体制の整備	10/10	107
294	福保	介護支援専門員の養成	1/2	11
295	福保	ケアマネジメントの充実	1/4～1/2	73
296	福保	認知症介護研修事業	1/2	1
297	福保	認知症介護研究センターの運営	0	158
298	福保	高齢者虐待防止ネットワークの構築	1/4	8
299	福保	介護予防・地域支え合い事業	1/4	4,691
300	福保	三宅村高齢者個別訪問特別事業	1/2	26

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
301	福保	高齢者地域自立支援ネットワーク緊急整備事業	1/2	111
302	福保	介護予防の総合的な取組	0～1/2	251
303	福保	介護サービス適正実施指導事業	1/4	45
304	福保	在宅介護支援センター事業補助	1/4	1,611
305	福保	緊急通報システムの整備	1/4～1/2	351
306	福保	高齢者火災安全システム	1/3～1/2	29
307	福保	シルバーピアの整備	1/4～1/2	363
308	福保	高齢者民間アパート借上げ事業補助	1/2	64
309	福保	高齢者世帯居住安定支援事業	1/2	169
310	福保	生活支援ハウス運営費補助	1/4	20
311	福保	老人クラブ助成事業補助	1/3～2/3	337
312	福保	区市町村老人クラブ連合会助成事業補助	1/3	30
313	福保	老人クラブ等活動推進員設置事業等	1/2～10/10	34
314	福保	老人クラブ友愛実践活動助成事業	1/2	18
315	福保	老人クラブ健康教室	1/3～1/2	15
316	福保	シルバーパスの交付	10/10	13,430
317	福保	老人保健施設建設資金利子補給	10/10	658
318	福保	都負担金・養護老人ホーム	1/4～1/2	1,330
319	福保	軽費老人ホーム運営費補助	10/10	812
320	福保	ケアハウス運営費補助	10/10	453
321	福保	特別養護老人ホーム経営支援事業	10/10	3,147
322	福保	民間社会福祉施設サービス推進費補助(老人福祉施設)	10/10	1,881
323	福保	養護老人ホームの助成	10/10	134
324	福保	江東高齢者医療センターの助成	10/10	420
325	福保	(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団の助成	10/10	1,869
326	福保	老人福祉施設整備費補助	0～10/10	18,105
327	福保	老人保健施設整備費補助	0～10/10	4,024
328	福保	訪問看護ステーション施設・設備整備費補助	0	11
329	福保	次世代育成支援対策の推進	0	2
330	福保	児童手当の支給	5/100～1/6	5,755
331	福保	児童育成手当の支給	10/10	9,153
332	福保	次世代育成支援緊急対策総合補助	10/10	2,000
333	福保	民間児童館活動事業費補助	1/3	52
334	福保	学童クラブ運営費補助	1/3～1/2	1,570
335	福保	子ども家庭支援センター	1/4～1/2	608
336	福保	子育てひろば事業補助	1/4～1/2	399
337	福保	子ども家庭在宅サービス事業補助	1/4～1/2	260
338	福保	病後児保育事業	1/4～1/2	271
339	福保	自立援助促進事業補助	10/10	1
340	福保	自立援助ホーム事業	1/2～10/10	175
341	福保	児童福祉施設競技大会	10/10	2
342	福保	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	1/4～3/4	165
343	福保	ひとり親家庭居住安定支援事業	1/2	6
344	福保	ひとり親家庭自立促進事業補助等	10/10	9
345	福保	ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付事業補助	10/10	7
346	福保	ひとり親家庭総合支援事業	1/4～1/2	13
347	福保	児童虐待防止区市町村ネットワーク事業	1/3	10
348	福保	母子の保護委託	1/4～2/3	507
349	福保	民間児童養護施設職員資質向上支援事業	10/10	3
350	福保	保育所運営費	1/4	7,835

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
351	福保	地域活動事業費補助	1/3	214
352	福保	休日保育事業	1/3	12
353	福保	へき地保育所運営費補助	1/3	12
354	福保	零歳児保育特別対策	1/3～2/3	2,799
355	福保	11時間開所保育対策事業	1/4～2/3	5,235
356	福保	延長保育事業	1/4～1/2	1,719
357	福保	産休等代替職員費助成(保育所)	2/3	438
358	福保	障害児保育環境改善事業	1/3	4
359	福保	障害児保育事業	2/3	769
360	福保	一般保育所対策事業	1/2	4,985
361	福保	民間社会福祉施設サービス推進費(児童福祉施設)	10/10	12,558
362	福保	認証保育所	1/2	5,298
363	福保	保育室運営費助成	1/2	762
364	福保	家庭福祉員	1/4～1/2	709
365	福保	要保護女子自立促進事業補助	10/10	7
366	福保	来日外国人女性緊急保護事業補助	10/10	7
367	福保	婦人保護施設退所者自立生活援助事業補助	1/2	6
368	福保	民間社会福祉施設サービス推進費(婦人保護施設)	10/10	116
369	福保	児童福祉施設等整備費補助	0～10/10	2,263
370	福保	周産期医療システムの整備	1/6～1/3	244
371	福保	周産期医療施設等整備補助	1/3	123
372	福保	小児慢性疾患等	10/10	0.5
373	福保	入院助産	1/4～10/10	57
374	福保	1歳6ヶ月児健診	1/3	11
375	福保	3歳児健康診査	1/3～1/2	63
376	福保	乳幼児発達健診	1/2	7
377	福保	育児等健康支援事業	1/3	39
378	福保	心身障害者福祉手当	10/10	6,692
379	福保	心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業	1/4～3/4	5,409
380	福保	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	10/10	1,267
381	福保	心身障害者(児)緊急保護事業	1/4～10/10	322
382	福保	在宅身体障害者ショートステイ事業	1/4～1/2	43
383	福保	知的障害者デイサービス事業	1/4	146
384	福保	身体障害者デイサービス事業	1/4	223
385	福保	児童デイサービス事業	1/4	84
386	福保	障害児タイムケア事業(中高生デイサービス)	1/4	119
387	福保	知的障害者グループホーム事業	1/4～5/6	735
388	福保	重度知的障害者グループホーム事業	1/4～3/4	118
389	福保	身体障害者福祉ホーム事業	1/2	18
390	福保	重度身体障害者グループホーム事業	1/2	87
391	福保	心身障害者(児)通所訓練等事業	1/2～10/10	3,312
392	福保	小規模通所授産施設運営費補助	1/4～2/3	1,366
393	福保	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	0～1/2	317
394	福保	障害者世帯居住安定支援事業	1/2	21
395	福保	重度心身障害者火災安全システム	0～1/2	0.6
396	福保	障害者相談事業	1/2	1
397	福保	障害者社会参加推進センターの助成	1/2	6
398	福保	心身障害者自動車運転教習事業	1/4	4
399	福保	区市町村障害者就労支援事業	1/4～1/2	222
400	福保	小規模通所授産施設等における企業内通所授産事業	1/2	7

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
401	福保	障害者地域生活推進特別モデル事業	1/4	7
402	福保	障害者自立生活支援事業	1/2	26
403	福保	障害者自立支援等推進事業	1/4	295
404	福保	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	0~3/4	153
405	福保	重度身体障害者等緊急通報システム事業	1/4~1/2	17
406	福保	身体障害者用自動車改造費助成事業	1/4	14
407	福保	身体障害者(児)に対する補装具の給付	1/4~1/2	14
408	福保	身体障害者に対する更生医療給付	1/2	7
409	福保	進行性筋萎縮症者に対する療養給付	1/4~1/2	41
410	福保	リフト付乗用自動車運行助成事業	1/2	102
411	福保	重度身体障害者在宅パソコン講習事業	10/10	6
412	福保	オストメイト社会適応訓練事業	10/10	1
413	福保	酸素購入費助成事業	1/2	0.1
414	福保	盲人ホーム運営費補助	1/2	17
415	福保	点字図書館運営費補助	1/2	192
416	福保	在宅視覚障害者福祉事業	10/10	23
417	福保	聴覚情報提供施設運営費補助	1/2	46
418	福保	知的障害者福祉工場運営費補助	1/2	45
419	福保	知的障害者青年期相談事業	10/10	1
420	福保	在宅重心児等支援(短期入所事業)	1/4	190
421	福保	心身障害者福祉行事	10/10	6
422	福保	心身障害者スポーツ大会等	10/10	47
423	福保	身体障害者の保護	1/4~1/2	379
424	福保	心身障害者通所施設の運営	10/10	27
425	福保	知的障害者施設の助成	10/10	148
426	福保	知的障害者の保護	1/4~1/2	376
427	福保	心身障害児の保護委託	2/3	0.6
428	福保	重症心身障害児施設等の管理運営等	1/2	5
429	福保	重症心身障害児等の療育	10/10	0.7
430	福保	重症心身障害児等の療育(施設等整備費補助)	1/4~10/10	138
431	福保	心身障害者(児)施設設置にかかる用地費貸付事業	3/4~10/10	983
432	福保	民間社会福祉施設サービス推進費補助(身体障害者施設)	10/10	1,366
433	福保	民間社会福祉施設サービス推進費補助(知的障害者施設)	10/10	8,538
434	福保	民間社会福祉施設サービス推進費補助(障害児施設)	10/10	2,331
435	福保	アルコール精神疾患医療対策	10/10	37
436	福保	老人性認知症疾患医療対策	10/10	184
437	福保	入院患者診査	10/10	46
438	福保	支払事務委託	10/10	0.1
439	福保	精神障害者生活訓練施設	1/4~10/10	403
440	福保	精神障害者福祉ホーム	1/4~10/10	326
441	福保	精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)	1/4~3/4	835
442	福保	精神障害者地域生活支援センター	1/2~10/10	1,042
443	福保	精神障害者通所授産施設	1/4~10/10	1,345
444	福保	精神障害者共同作業所	2/3	2,063
445	福保	精神障害者小規模通所授産施設	1/4~2/3	1,299
446	福保	精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプ)	1/4~3/4	240
447	福保	心身障害者(児)施設整備助成	1/4~10/10	3,739
448	福保	医薬分業の推進等	1/2	5
449	福保	身近な健康相談システムの構築	1/2	1
450	福保	薬学振興助成・薬事衛生自治指導委託	1/2	2

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
451	福保	薬物乱用防止推進協議会助成等	2/3～10/10	7
452	福保	人骨等処理	10/10	4
453	福保	簡易水道事業等補助	1/5～7/10	465
454	福保	生活衛生営業指導センター運営費	1/2～10/10	62
455	福保	獣医公衆衛生学術振興	10/10	0.4
456	福保	感染症指定医療機関等設備整備費補助	1/2	18
457	福保	感染症指定医療機関等人材育成事業	1/2	4
458	福保	感染症予防費補助	1/3	0.4
459	福保	感染症医療対策	1/2～10/10	63
460	福保	ウイルス肝炎総合対策	1/3	295
461	福保	ウイルス肝炎入院医療費助成	10/10	0.1
462	福保	エイズ対策(医療体制の整備)	1/2	0.5
463	福保	定期予防接種	1/2	783
464	福保	予防接種健康被害者救済措置	1/4	225
465	福保	結核医療費助成事務費等	10/10	0.1
466	福保	結核予防費補助(私立学校等)	2/3	115
467	福保	ハンセン病対策	10/10	0.8
468	産労	労政施設等の整備	10/10	15
469	産労	実施支援	10/10	10
470	産労	中小企業経営革新支援事業	1/3	232
471	産労	経営革新特別対策	1/2	20
472	産労	ISO取得支援事業	1/2～10/10	5
473	産労	商工会等助成	1/2～10/10	2,802
474	産労	地域中小企業支援センター	1/2	6
475	産労	商工会連合会補助(三宅島帰島対策)	10/10	5
476	産労	下請企業対策	1/2～10/10	42
477	産労	下請企業特別指導	1/2	3
478	産労	伝統工芸品産業振興	1/2～10/10	17
479	産労	皮革産業技術者研修派遣	1/2	5
480	産労	皮革関連産業振興対策	10/10	1
481	産労	貿易実態調査等事業	1/2	10
482	産労	産業交流展	10/10	129
483	産労	産学公連携成長企業発掘支援事業	10/10	45
484	産労	東京都中小企業連携組織対策事業	1/2～10/10	291
485	産労	東京都組織強化事業	10/10	3
486	産労	産学公連携事業	10/10	2
487	産労	創造技術研究開発事業	1/2	176
488	産労	中小企業経営・技術活性化支援事業	10/10	19
489	産労	TOKYO 起業塾	1/2～10/10	5
490	産労	学生起業家育成支援事業	10/10	13
491	産労	区部創業支援機能の運営	10/10	531
492	産労	区市町村と連携した創業支援	1/2	300
493	産労	ものづくり新集積形成事業	10/10	5
494	産労	基盤的技術産業集積活性化支援事業	1/3	15
495	産労	商店街振興組合連合会指導事業	1/2	18
496	産労	新・元気を出せ!商店街事業	1/3～2/3	2,493
497	産労	目指せ!都市型商店街づくり事業	1/4～1/3	401
498	産労	中心市街地活性化基金	10/10	6
499	産労	総合支援事業	1/2～10/10	118
500	産労	中小企業ニューマーケット開拓支援事業	1/2～10/10	200

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
501	産労	中小企業データベース運営支援事業	1/2～10/10	101
502	産労	中小企業振興公社の管理運営	10/10	1,098
503	産労	保証債務履行損失補助	10/10	13,144
504	産労	制度融資信用保証料補助	1/2	553
505	産労	施設改善資金融資あっせん	1/2～10/10	95
506	産労	小規模企業向長期資金補助	1/2～10/10	10
507	産労	三宅・神津島災害復旧資金融資利子補給	38/100～10/10	47
508	産労	貸金業の指導監督	1/2	2
509	産労	ウェルカムアジアキャンペーン	10/10	23
510	産労	コンベンション誘致活動の展開	10/10	8
511	産労	東京国際アニメフェア2005	10/10	200
512	産労	多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業	1/2	50
513	産労	三宅島帰島支援事業	2/3	20
514	産労	東京都版エコツーリズムの推進	1/4～1/2	14
515	産労	産業を基軸とした観光ルートの整備推進	1/2	20
516	産労	宿泊業活性化対策	1/2	10
517	産労	歩行者用観光案内標識設置事業	10/10	78
518	産労	バリアフリー化の推進	1/2	70
519	産労	都市観光支援事業	10/10	68
520	産労	振興育成等	10/10	0.3
521	産労	農業振興地域管理及地域農政	0～10/10	10
522	産労	農地保有合理化推進(継)	3/10～10/10	10
523	産労	中山間地域等直接支払制度	1/4	3
524	産労	区市町村農業委員会交付金等交付事業	0	96
525	産労	東京都農業会議補助	1/2	74
526	産労	都市農業支援事業	0	4
527	産労	土地改良	0～1/2	228
528	産労	農村総合整備事業	0～1/2	111
529	産労	農業・農地のあるまちづくりの推進	1/4	26
530	産労	都民のための生産情報提供プロジェクト	0	170
531	産労	食品利用高度化推進事業	1/4	5
532	産労	米消費拡大事業	0	25
533	産労	農産物安全確保調査分析	1/2	0.8
534	産労	環境調和型農業推進指導	0	0.1
535	産労	循環型システム支援事業	0	4
536	産労	畜産物価格安定対策事業	0～10/10	5
537	産労	高品質畜産物普及定着事業	0～10/10	1
538	産労	危機管理体制整備対策	1/3～1/2	2
539	産労	経営構造対策	1/4～1/2	52
540	産労	山村振興等特別対策	1/4～3/4	75
541	産労	活力ある農業経営の育成	1/2	180
542	産労	野菜供給確保対策	1/4～47/100	21
543	産労	農作物獣害防止対策事業	1/2	14
544	産労	農協経営改善対策事業	10/10	10
545	産労	農業共済団体補助	0～10/10	4
546	産労	農業後継者育成対策	1/2	1
547	産労	青年農業者確保育成対策	1/2～10/10	12
548	産労	農業近代化資金利子補給事業	1/2～10/10	37
549	産労	経営体育成強化総合資金利子補給事業	10/10	1
550	産労	農業改良資金・就農支援資金	1/3	0.1

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
551	産労	農林水産振興財団の運営	10/10	294
552	産労	造林対策(継)	1/10~2/5	36
553	産労	分収林事業の推進	0	0.7
554	産労	種苗確保等	1/2	0.1
555	産労	森の聞き書き甲子園	0	4
556	産労	花粉症対策	1/2	0.1
557	産労	間伐対策(継)	4/10~10/10	210
558	産労	森林環境整備地域活動支援	0~1/4	22
559	産労	林道開設(継)	1/2~9/10	141
560	産労	林道改良(継)	7/10	10
561	産労	農免舗装(公)	2/3	13
562	産労	シカ害防止対策	1/2~10/10	82
563	産労	シカ被害地造林対策(継)	2/7~3/5	97
564	産労	林業・木材産業構造改革事業	1/6~1/2	20
565	産労	木材利用普及啓発強化地方推進事業(公)	1/4	3
566	産労	木材利用推進事業(公)	0	5
567	産労	森林組合指導	1/2~10/10	3
568	産労	林業労働力対策(継)	1/2	3
569	産労	林業近代化資金利子補給事業	10/10	0.8
570	産労	木材産業体質強化事業(継)	10/10	6
571	産労	漁業調整対策	1/4	0.5
572	産労	漁場利用調整対策	1/4~1/2	1
573	産労	自主的資源管理支援対策	0~3/4	3
574	産労	漁場環境改善対策	1/4	0.9
575	産労	栽培漁業センターの運営	0	4
576	産労	水産経営構造改善事業	0~1/4	8
577	産労	島しょ漁業振興施設整備	3/4	111
578	産労	内水面漁業環境活用施設整備	1/4	15
579	産労	三宅島等災害復旧	3/4	228
580	産労	水産・観光ふれあい事業	1/4	2
581	産労	漁協指導強化対策	1/2~10/10	18
582	産労	漁業信用基金協会補助	10/10	3
583	産労	漁協緊急再生事業	10/10	88
584	産労	漁業近代化資金利子補給	1/2~10/10	29
585	産労	漁業協同組合信用事業強化対策	10/10	17
586	産労	農地及び農業用施設災害復旧	1/10	0.9
587	産労	農地防災	0~1/4	52
588	産労	三宅島等災害復旧(農地及び農業用施設)	1/10~3/4	497
589	産労	農地保有合理化推進(三宅島帰島対策)	2/5~10/10	3
590	産労	三宅島災害復興支援	10/10	0.6
591	産労	三宅島営農再開支援	10/10	34
592	産労	硫黄島関連漁業対策	1/3	47
593	産労	沖ノ島漁業操業支援対策	10/10	397
594	産労	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業	1/4	56
595	産労	自主的福祉活動に対する助成	10/10	3
596	産労	ファミリー・サポート・センター事業	1/4	61
597	産労	中小企業従業員貸付金	1/2~10/10	5
598	産労	勤労者福祉支援事業の助成	10/10	317
599	産労	島しょ地域における勤労者福祉支援事業	10/10	26
600	産労	労働衛生環境の改善助成	3/4	3

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
601	産労	家内労働傷病病共済制度	10/10	12
602	産労	家内労働者の自主的福祉活動に対する助成	1/2	1
603	産労	障害者就業対策	1/8	5
604	産労	山谷地区就労対策	10/10	152
605	産労	アクティブシニア就業支援センターに対する助成	1/2	147
606	産労	シルバー人材センター事業の推進	1/2	743
607	産労	しごと財団に対する助成	10/10	494
608	産労	生涯職業能力事業等委託事業	0	24
609	産労	事業内職業能力開発の振興	1/4	210
610	産労	東京都職業能力開発協会の助成	10/10	183
611	産労	東京都技能士連合会の助成	10/10	0.7
612	建設	建設統計調査	0	10
613	建設	市町村土木補助	1/40～1/2	1,373
614	建設	沿道環境整備計画調査費補助	1/3	10
615	建設	緩衝建築物助成	1/2	255
616	建設	防音助成	10/10	167
617	港湾	港湾総務事業	10/10	5
618	港湾	港湾施設運営事業	10/10	32
619	港湾	廃棄物処理場建設事業	10/10	1,742
620	港湾	東京港海岸保全施設建設事業	10/10	70
621	港湾	離島航路・航空路補助事業	45/100～10/10	909
622	港湾	島しょ港湾・空港施設運営事業	1/2	42
623	港湾	空港整備事業	10/10	200
624	議会	議会運営費	10/10	2
625	大学	大学管理本部の管理運営	10/10	15,568
626	教育	学校保健活動	10/10	2
627	教育	学校給食運営管理	2/3～10/10	44
628	教育	中学校の管理運営	10/10	1
629	教育	定時制高等学校の管理運営	10/10	0.4
630	教育	定時制教育の振興	1/2～10/10	39
631	教育	高等専門学校研究奨励	10/10	81
632	教育	教職員厚生資金原資借入経費負担金	10/10	47
633	教育	三楽病院運営費補助	10/10	193
634	教育	学校教育指導	10/10	0.6
635	教育	人権・安全教育	10/10	0.9
636	教育	研究奨励	10/10	0.4
637	教育	文部科学省調査研究委託事業等	0	36
638	教育	生涯学習の推進	10/10	34
639	教育	文化財の保護	1/4～10/10	291
640	教育	埋蔵文化財の保護	1/4～1/2	53
641	教育	都立学校開放	1/2	5
642	教育	(財)東京都交響楽団への運営費補助等	10/10	1,283
643	教育	東京都生涯学習文化財団への管理運営委託及運営費補助	10/10	334
644	教育	体育の振興	10/10	188
645	教育	大都市マラソン大会の開催	10/10	100
646	警察	警察協会補助金	10/10	0.6
647	警察	自警会補助金	10/10	479
648	警察	東京交通安全協会補助金	10/10	91
649	警察	自動車安全運転センター補助金	10/10	30
650	警察	東京防犯協会連合会補助金	10/10	14

番号	局名	事業	都の負担割合	17年度予算(百万円)
651	警察	東京母の会連合会補助金	10/10	3
652	警察	被害者支援都民センター補助金	10/10	17
653	警察	職員の福利厚生	10/10	546
654	警察	警察庁舎	10/10	78
655	警察	交番庁舎	10/10	67
656	消防	管理費	10/10	4
657	消防	待機寮管理	10/10	115
658	消防	福利厚生	10/10	4
659	消防	救急資器材の整備	10/10	41
660	消防	消防水利の整備	10/10	12

平成 17 年 7 月 発行

登録番号 (16) 31

都財政が直面する課題

編集・発行 東京都財務局主計部財政課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 2667

印刷 株式会社中央謄写堂